

漁協等の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に  
当たっての留意事項について

－ 事務ガイドライン －

平成20年12月26日制定

水 産 庁

## 【改 正 履 歴】

制定：平成20年12月26日付け20水漁第2060号水産庁長官通知

改正：平成21年4月24日付け21水漁第237号水産庁長官通知

平成22年3月30日付け21水漁第3016号水産庁長官通知

附 則（平成20年12月26日付け20水漁第2060号）

（施行日）

第1条 この事務ガイドラインは、平成20年12月26日から施行する。

第2条 この事務ガイドラインによる別紙様式2-2については、平成21年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類について適用する。

2 この事務ガイドラインによる別紙様式9-1及び別紙様式9-2については、平成21年4月1日以後の提出資料について適用する。

第3条 この事務ガイドラインは、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書、注記表及び部門別損益計算書（以下「貸借対照表等」という。）について適用し、平成20年4月1日前に開始した事業年度に係る貸借対照表等については、なお従前の例による。

第4条 この事務ガイドラインによる組合が作成する業務報告書に係る規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、平成20年4月1日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月24日付け21水漁第237号）

（施行日）

第1条 この規定の変更は、平成21年4月24日から施行する。

附 則（平成22年3月30日付け21水漁第3016号）

（施行日）

第1条 この規定の変更は、平成22年3月30日から施行する。

<目 次>

ページ

0	一般的事項	
0-1	法解釈への照会	1
0-1-1	照会を受ける内容の範囲	
0-1-2	照会に対する回答方法	
0-2	組合に対する苦情等	1
0-2-1	苦情・相談等を受けた場合の対応	
0-2-2	苦情・相談窓口等の苦情処理態勢の整備	
0-3	法令等遵守	1
0-3-1	法令等遵守態勢の整備	
0-3-2	不祥事件等の発覚の第一報	
0-3-3	行政庁への届出	
0-3-4	届出の内容等	
0-3-5	不祥事件等の確認	
0-3-6	法令・定款等に違反している組合に対する措置	
0-3-7	組合の業務の状況等によって必要があると認める組合に対する措置	
0-4	オフサイト・モニタリングについて	3
0-5	検査との連携	4
0-5-1	検査着手前	
0-5-2	検査終了後	
0-5-3	報告命令の発出等	
0-5-4	自己資本基準未達組合に対する指導	
0-6	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律への取組の強化	6
0-6-1	公正取引委員会との連携	
0-6-2	報告命令・改善命令の発出	
0-7	行政処分を行う際の留意点について	6
0-7-1	行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて	
0-7-1-1	行政処分	
0-7-1-2	行政処分を検討する際に勘案すべき要因	
0-7-1-3	標準処理期間	
0-7-1-4	法第123条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除	
0-7-2	行政手続法との関係等	
0-7-3	意見交換制度	

0-7-3-1	意義	
0-7-3-2	監督手法・対応	
0-7-4	不利益処分公表に関する考え方	
0-8	個人情報保護に関する法律に関する取組について	1 1
1	組合の組織及び事業	
1-1	組合の設立、定款変更及び解散	1 2
1-1-1	申請書類	
1-1-2	審査要領	
1-1-3	留意事項	
1-2	業務運営及び執行体制	1 5
1-2-1	業務運営について	
1-2-2	組合の理事について	
1-2-3	総会への役員選任議案提出の留意事項	
1-2-4	経済事業未収金の適切な管理に係る指導	
1-2-5	経済事業等運営上の留意事項	
1-2-6	内部監査体制について	
1-2-7	事業計画の樹立について	
1-3	休眠組合への対応等	2 0
2	各種規程の認可等	
2-1	資源管理規程の認可	2 2
2-1-1	申請書類	
2-1-2	審査要領	
2-1-3	留意事項	
3	漁連等	
3-1	業務運営及び執行体制	2 4
3-1-1	業務運営について	
3-1-2	業務執行体制について	
3-1-3	経済事業運営上の留意事項	
3-2	監査規程の認可	2 5
3-2-1	申請書類	
3-2-2	審査要領	
3-2-3	留意事項	

3-3	監査実施計画に対する意見	26
4	財務書類	
4-1	会計慣行	27
4-1-1	特定組合等の会計処理	
4-1-2	特定組合等以外の組合等の会計処理	
4-1-3	会計環境の変化への対応	
4-2	財務書類の開示制度	29
4-2-1	財務書類の開示制度の体系	
4-2-2	全般的な開示態勢の整備	
4-3	資産及び負債等の評価	30
4-4	決算関係書類の作成	32
4-5	部門別損益計算書の作成	34
4-5-1	組合（漁連等を除く。）の部門別損益計算書	
4-5-2	漁連等の部門別損益計算書	
4-5-3	部門別損益情報の開示の促進	
4-6	業務報告書等の作成	37
4-6-1	全般的な留意事項	
4-6-2	キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっての留意事項	
4-6-3	連結業務報告書の作成に当たっての留意事項	
5	子会社等	
5-1	定義	40
5-2	資料の提出	40
5-2-1	資料の提出の要請	
5-2-2	提出資料の精査	
5-3	指導に当たっての留意事項	41
5-3-1	設立	
5-3-2	管理運営	
6	合併	
6-1	合併後の組合の事業経営に関する計画の樹立	42
6-1-1	事業計画書の記載事項	

6-1-2 留意事項

6-2 申請及び認可 ..... 4 4

6-2-1 申請書類

6-2-2 審査要領

6-2-3 留意事項

7 漁業生産組合

7-1 指導監督に当たっての留意事項 ..... 4 8

別添1 連絡文書集

別添2 別紙様式・記載例

別添3 標準処理期間

(注) 本事務ガイドラインの略語

①水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）＝法

②水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）＝施行令

③水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）＝施行規則

④漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）＝信用事業命令

⑤水産業協同組合法施行規程（平成20年農林水産省告示第316号）＝施行規程

⑥漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年金監第807号、16水漁第2697号）＝監督指針

⑦漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針（平成20年19水漁第3957号）＝共済監督指針

⑧農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年農林水産省告示第924号）＝個人情報ガイドライン（農林水産省版）

⑨漁業協同組合＝漁協

⑩漁業協同組合連合会＝漁連

⑪水産加工業協同組合＝加工協

⑫水産加工業協同組合連合会＝加工連

⑬共済水産業協同組合連合会＝共水連

⑭漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会＝組合

⑮法第11条第1項第4号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号又は第97条第1項第2号の事業＝信用事業

⑯法第11条第1項第11号、第93条第1項第6号の2又は第100条の2第1項第1号の事業＝共済事業

0 一般的事項

## 0-1 法解釈への照会

### 0-1-1 照会を受ける内容の範囲

法等その執行権限を有する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むとともに、当該照会を関係部局に回付するものとする。

### 0-1-2 照会に対する回答方法

- (1) 本事務ガイドライン、連絡文書、審議会等の答申・報告、水産業協同組合法の解説書等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、水産庁漁政部水産経営課（以下「水産経営課」という。）とファックス等により協議するものとする。
- (3) 水産経営課は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には（沖縄県の場合には、沖縄総合事務局を通じて）、書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に配付するものとする。

## 0-2 組合に対する苦情等

### 0-2-1 苦情・相談等を受けた場合の対応

組合に関する苦情・相談等を受けた場合、申出の内容に応じて、申出人に対し次のように対応する。

- (1) 申出の内容が、公益通報又は公益通報に該当する可能性のある場合  
当該申出が、組合等の使用人からのものであって、その内容が、当該使用人の労務提供先で行われた違法行為や法令に基づく処分への違反行為であるため、公益通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に定義される公益通報をいう。）又は公益通報に該当する可能性のある場合は、「農林水産省公益通報に関するガイドライン」（平成18年3月31日付け17消安第13896号消費安全局長通知）に沿って対応するものとする。
- (2) 申出の内容が、組合等との個別の契約に関するものの場合  
当該申出の内容が、申出人と組合等との個別の契約に関するもの場合は、行政庁は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき組合等の健全性等を確保することが職務であることを明確に説明し、必要に応じ、当該組合等及び漁協系統の苦情・相談窓口を紹介するものとする。  
なお、信用事業に関する苦情に関しては、監督指針の「Ⅲ-2-1 苦情等を受けた場合の対応」により、共済事業に関する苦情に関しては、共済監督指針の「Ⅲ-1-4 組合に関する苦情・情報提供等」により適切に対応するものとする。
- (3) 申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合  
当該申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為であ

る場合（上記（１）、（２）に該当する場合を除く。）は、次のように対応するものとする。

- ① 当該申出が、その内容についての処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下本項において同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下本項において同じ。）をする権限を有する組合等の指導監督部局に対してされた場合は、内容を精査の上、必要な調査を行う。調査の実施に当たっては、当該申出人の秘密を守るため、当該申出人が特定されないよう十分配慮する。

調査の結果、申出の事実がある場合は、法令に基づく措置その他適切な措置をとる。

なお、申出の内容が他の部局又は行政機関に関係する事案については、その経過記録や調査結果を当該他の部局又は行政機関に提供する。

- ② 当該申出が、その内容についての処分又は勧告等をする権限を有しない部局に対してされた場合は、申出人に対し、当該申出についての処分又は勧告等をする権限を有する他の部局又は行政機関を遅滞なく教示する。

ただし、当該申出が匿名の者からされた場合など、当該申出人の連絡先が不明である場合にはこの限りではない。

また、必要に応じ、その申出の内容を当該他の部局又は行政機関に連絡する。

## 0-2-2 苦情・相談窓口等の苦情処理態勢の整備

組合に苦情・相談窓口等の苦情処理態勢が整備されていない場合は、早急に苦情・相談窓口等を整備するよう指導する。また、苦情への対応は、迅速かつ的確に行い、申出人への十分な説明を行うこととし、1件のクレーム解決にとどめることなく、そこから得られる情報を役員を始め組織全体にフィードバックできる体制を構築するよう指導する。

## 0-3 法令等遵守

法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

### 0-3-1 法令等遵守態勢の整備

#### (1) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢

組合の代表理事が法令等遵守を組合の業務執行上の重要課題と位置付け、全役職員の法令・諸規則の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、周知徹底が図られているか。また、遵守状況について内部監査を行うなどコンプライアンスの推進に努めるとともに、例えば、代表理事を長とするコンプライアンス委員会を設置するなどコンプライアンスに関する情報を一元的に収集、管理、分析、検討し、適時・適切に措置・方策を講じることができる体制を構築しているか。

#### (2) 内部けん制体制

適切な事務の遂行を確保するため、又は事故、不正等を未然に防ぐための対策として、内部けん制体制が確立されているか。

例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又はこれらの組合せにより、最低限年1回1週間以上連続して職員(管理者を含む。)が職場を離れる等の対策を行っているか。

### (3) 内部監査体制

法令等遵守態勢の確立と組合の抱える諸リスクへの対応強化を図るため、内部監査がリスク管理を含む管理体制の適切性・有効性を主要な視点として実施されているか。

例えば、独立した内部監査部署による実効性ある監査を実施し、法令等ルール遵守状況、リスク管理・内部管理の適正性についての検証を実施するとともに、実施後のフォローアップについても適切に行っているか。

### 0-3-2 不祥事件等の発覚の第一報

組合において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。

- ① 本所等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った理事会等への報告。
- ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報。
- ③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施。

### 0-3-3 行政庁への届出

組合の不祥事件等については、施行規則第224条第1項第20号及び第4項に基づき行政庁へ届出されることとなるが、都道府県知事に対して当該届出を受けた場合は、速やかに水産庁長官に報告（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して報告）するよう求めるものとする。

この場合において、同項第6号に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。

- ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）等、法以外の法令に違反する行為を行った場合
- ② 1件当たりの金額が100万円未満の現金等の盗難が短期間に連続して発生した場合

### 0-3-4 届出の内容等

組合における不祥事件等の届出は、不祥事件等の概要、発生部署、当事者、発生期間、実損見込額、発覚の端緒、事後措置、処分の内容等を求めることとする（様式については、別紙様式1を参照）。

なお、一部事項について未確定のものがある場合であっても、業務の適切な運営や財務の健全性に支障を来すおそれのある場合には、不祥事件等の発覚後速やかに届出が行われるよう指導する。

### 0-3-5 不祥事件等の確認

不祥事件等の届出を受けた際は、以下の事項を確認することとし、不明な点がある場

合は必要に応じ法第122条に基づく報告を求め、又は法第123条に基づく検査を行うよう検査部局(農林水産省が所管する組合にあっては農林水産省大臣官房検査部)に要請することとする。

- ① 不祥事件等の発覚時の本所等への連絡体制が確立されているか。
- ② 事件の事実関係の調査、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る体制が整備されているか。
- ③ 行政庁への報告、警察への通報体制が確立されているか。
- ④ 事件の調査・解明を事件とは独立した部署で行う体制となっているか。
- ⑤ 不祥事件等の発生が経営に重大な影響を与えると判断される場合には、その内容を組合員(漁連又は加工連(以下「漁連等」という。)の会員を含む。以下同じ。)に対し、適時に開示する体制となっているか。
- ⑥ 再発防止策は不祥事件等の発生原因に照らして十分か。組織として自浄機能が発揮されているか。

#### 0-3-6 法令・定款等に違反している組合に対する措置

不祥事件等が発生した組合に対する法第122条に基づく報告又は法第123条に基づく検査の結果、当該組合が法令・定款その他の諸規則に違反していると認めるときは、法第124条に基づき必要な措置をとるべき旨の命令を行うこととし、その後定期的に改善状況を報告させることとする。

#### 0-3-7 組合の業務の状況等によって必要があると認める組合に対する措置

信用事業又は共済事業を行う組合であるときには、行政庁は、当該組合が法令等に違反していると認められるときに限らず、当該組合の事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務の状況等によって必要があると認めるときに、法第123条の2第2項に基づく監督上必要な命令を行うことができることから、例えば、当該組合が法令等に違反していない場合であっても、当該組合の内部管理体制に重大な問題がある場合などにおいては、同項に基づく命令を行うこととする。

### 0-4 オフサイト・モニタリングについて

(1) 検査と検査の間においても組合の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、組合の決算に係るヒアリング又は提出された業務報告書等により組合の経営状況を把握する。また、組合から提出のあった各種情報を迅速かつ効率的に分析し、分析結果の組合への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的な取組を促すものとする。

#### (2) 定期的なヒアリングの実施

オフサイトモニタリングの一環として、以下に掲げるヒアリングを定期的実施することが望ましい。なお、ヒアリングに当たっては、実施時期の配慮、資料の精選等により、効率的・効果的・機動的に行うよう努めるものとする。

##### ① 総合的なヒアリング

組合の決算状況や財務上の課題についてヒアリングするとともに、各組合におけ

る経営戦略や意思決定が具体的にどのような施策として取り組まれ、また、その取組の実施状況がどのように分析・評価されているかといった観点からヒアリングを実施する。このことにより、組合がその設立目的に照らして適正に運営されているかどうかを確認し、経営管理体制や業務運営の強化に向けた取組を促すこととする。

② 経営者層からのヒアリング

組合の代表者に、経営戦略及び経営方針、経営管理委員会、理事会などの機能状況等に関しヒアリングを実施する。

③ 法令等遵守態勢に関するヒアリング

組合の法令等遵守態勢、不祥事件等に係る組合の事後措置等についてヒアリングを実施する。

## 0-5 検査との連携

組合及びその子会社（信用事業を行う漁連又は加工連及びこれらの子会社を除く。）並びに漁業生産組合（以下本項において「組合等」という。）に対する検査と指導監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。

### 0-5-1 検査着手前

検査着手に当たって、指導監督部局は、検査責任者に対し、組合等の現状について、以下の説明を行うものとする。

- ① 前回検査から当該時点までの当該組合等の主な動き（増資、役員の交替等）
- ② オフサイト・モニタリングに関する分析結果（直近決算の分析結果を含む。）
- ③ 経営者層からのヒアリングなど、指導監督部局のヒアリングの結果
- ④ 指導監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- ⑤ 指導監督部局として検査で重視すべきと考える点
- ⑥ その他（不祥事件報告等）

### 0-5-2 検査終了後

指導監督部局は、検査指摘内容の把握と監督事務の円滑な実施を図るため、協同組合検査基本要綱（平成9年10月1日付け9組検第2号農林水産事務次官依命通知）第8の1に基づき検査終了後に実施される検査報告会等に参加するものとする。

### 0-5-3 報告命令の発出等

- (1) 指導監督部局は、検査書の交付後速やかに、組合等に対し、当該検査書における指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を原則として1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第122条に基づき求めるものとする（様式については、別紙様式2-1を参照）。
- (2) 上記報告書が提出された後、必要に応じて組合等からヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査担当部署とも密な連携を図るものとし、検査責任者又はこれに準ずる者及び検査書の審査を担当した者又はこれに準ずる者の出席を原則と

して確保するものとする。

- (3) 検査結果及び法第122条に基づく報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第122条に基づき次回検査までの間、定期的に報告を求めるものとする。また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該組合等の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、法第123条の2に基づく業務改善を求めるものとする。

なお、検査結果及び法第122条に基づく報告書の内容等により、組合等（子会社を除く。）の業務又は会計に法令及び定款等に違反する事項を認めるときは、法第124条に基づき必要な措置をとるべき旨を命ずるものとする。

- (4) 上記（1）又は（3）に基づく命令により報告書が提出された場合及び法第123条の2又は法第124条に基づく命令又は指示を発した場合は、検査部局に報告するものとする。

#### 0-5-4 自己資本基準未達組合に対する指導

オフサイトモニタリングや検査により、組合が施行令第19条（自己資本の基準）又は第20条（信用事業に係る経理の他の経理への資金運用の基準（以下「他部門運用基準」という。））に定める基準に達していない（他部門運用基準については基準を超過している）と認められる場合又は多額の投資計画があり同基準を下回る（他部門運用基準については基準を超過する）ことが確実と見込まれる場合は、以下により早期に基準に達するよう是正を促すものとする。

- (1) 施行令第19条又は第20条に定める基準に達しない組合（他部門運用基準については基準を超過している組合）又は基準を下回る（他部門運用基準については基準を超過する）ことが確実と見込まれる組合に対しては、直ちに改善又は投資抑制を指導する必要があるが、組合の財務状況や必要不可欠な固定資産投資の発生等を勘案した場合、計画的な改善努力を促す方が円滑かつ着実な実効を確保できる場合も考えられることから、こうした組合に対しては、法第122条第1項後段の規定に基づき、自己資本の増強等を内容とする改善計画の提出を求め、当該計画の実効性、妥当性を審査するとともに、その実行が図られるよう指導するものとする（改善計画の様式については、別紙様式2-2を参照）。
- (2) 上記（1）により提出を求めた組合に対しては、毎年度ヒアリングを実施し、その進捗状況の確認を行うものとする。
- (3) 上記（2）のヒアリング等を通じ、組合が改善計画の実践に意識的に取り組まず又は自主的な改善努力に委ねては改善が図られないと認められる場合には、法第123条の2に基づく業務改善又は法第124条に基づき必要な措置をとるべき旨を命ずるものとする。

### 0-6 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律への取組の強化

#### 0-6-1 公正取引委員会との連携

組合は、法第7条の規定により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭

和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の一部が適用除外とされている。しかしながら、「不公正な取引方法」については、適用除外となっておらず、公正取引委員会による排除措置命令等が行われることとなっている。

こうしたことを踏まえ、「不公正な取引方法」については、厳しくチェックしていく必要があることから、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いのある事実を知り得た場合には、必要に応じ、公正取引委員会に対し、当該事実を連絡するなど、連携を図り対応していくものとする。

#### 0-6-2 報告命令・改善命令の発出

組合により、不公正な取引方法が行われた場合には、公正取引委員会により独占禁止法第20条に基づく排除措置命令が発せられることが想定される。

しかしながら、当該命令においては、同条により「当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置」を命ずることとされていることから、必ずしも再発防止に向けた取組までを求める内容とならない場合もあると考えられる。

このような場合には、不公正な取引を行った組合に対し、独占禁止法違反の再発を防止するために講じた措置等について、法第122条に基づく報告を求めるものとするとともに、必要に応じ、法第123条の2に基づく業務改善又は法第124条に基づく必要な措置をとるべき旨を命じ、当該組合での独占禁止法違反の再発を防止するための体制整備等の構築及び実行を命ずるなどの措置を講ずるものとする。

### 0-7 行政処分を行う際の留意点について

#### 0-7-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

##### 0-7-1-1 行政処分

組合及び漁業生産組合（以下本項において「組合等」という。）に行う主要な不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88条）第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第122条に基づく報告徴求命令、②法第123条の2に基づく業務改善命令若しくは業務停止命令、③法第124条に基づく必要措置命令、業務停止命令、役員の変更の命令若しくは規程の認可の取消し又は④法第124条の2に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

##### (1) 法第122条に基づく報告徴求命令

① 立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件等届出書など）を通じて、組合等のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、法第122条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めるものとする。

② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、法第122条に基づき、追加報告を求めるものとする。

##### (2) 法第122条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

① 上記（1）の報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題

が発生しておらず、かつ、組合等の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（１）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うものとする。

② 必要があれば、法第122条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

（３）法第123条の２に基づく業務改善命令

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、信用事業又は共済事業を行う組合については、例えば、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は当該組合の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第123条の２に基づき、当該事業の健全な運営を確保するため業務の改善計画の提出とその実行を命ずること又は監督上必要な命令をすることを検討する。

（４）法第123条の２に基づく業務停止命令

上記（３）の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務の改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第123条の２に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命ずることを検討する。

（５）法第124条に基づく必要措置命令

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、法令、法令に基づく行政処分、定款、規約、信用事業規程又は共済規程に違反すると認められるときは、法第124条第１項に基づき、必要な措置をとるべき旨を命ずることを検討する。

（６）法第124条に基づく業務停止命令又は役員の変更の命令

組合等に対し上記（５）の必要措置命令を発出したにもかかわらず、組合等が当該命令に従わない場合は、法第124条第２項に基づき、当該業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることを検討する。

例えば、一部の理事による独断専横のため、理事会が機能していないなどにより、改善に向けた真摯な取組が組織として行われていない場合には、本措置を命ずることを検討する。

（７）法第124条に基づく規程の認可の取消し

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、信用事業又は共済事業を行う組合が信用事業規程又は共済規程に定めた特に重要な事項に違反していることが認められ、上記（５）の命令を発出したにもかかわらず、これに従わないときは、法第124条第３項に基づき、違反した事業に係る規程の認可の取消しを検討する。

（８）法第124条の２に基づく解散命令

組合等に対し、上記（５）の必要措置命令を発出したにもかかわらず、当該命令に従わず、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不相当と認められる場合においては、法第124条の２に基づく解散命令を検討する。

（注）上記（３）から（６）までの行政処分と同時に、制度改革等により可能となった新規業務への進出を一定期間行わせないこととする等の措置を命ずることが検討される場合がある。

## 0-7-1-2 行政処分を検討する際に勘案すべき要因

上記0-7-1-1の(3)から(8)までの行政処分を検討する際には、以下の(1)から(3)までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味するものとする。

### (1) 当該行為の重大性・悪質性

#### ① 公益侵害の程度

組合等が、例えば、利用者の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品等を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

#### ② 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

#### ③ 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品等を販売し続ける行為を行うなど、組合等の行為が悪質であったか。

#### ④ 行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

#### ⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

#### ⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に役員の関与があったのか。

#### ⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

#### ⑧ 反社会的勢力の関与の有無

反社会的勢力の関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

### (2) 行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

#### ① 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。

#### ② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

#### ③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

#### ④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育が十分になされているか。

### (3) 軽減事由

以上のほかに、行政による対応に先行して、組合等自身が自主的に業務の改善のた

めの取組を行っている、といった軽減事由があるか。

#### 0-7-1-3 標準処理期間

0-7-1-1の(3)から(8)までの不利益処分をしようとする場合には、上記0-7-1-1の(1)の報告書を受理したとき、又は不祥事件等の届出(法第122条に基づく報告を求めた場合は、当該報告書)を受理したときから、原則としておおむね1ヶ月以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書又は届出を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

- ① 複数回にわたって法第122条に基づく報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
- ② 提出された報告書又は届出に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

#### 0-7-1-4 法第123条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第123条の2に基づき業務改善命令又は法第124条に基づき必要措置をとるべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合等の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、組合等の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- (1) 法第123条の2に基づき業務改善命令又は法第124条に基づき必要措置をとるべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来するまでの間報告を行うことにより、当該組合等の報告義務は解除される。
- (2) 法第123条の2に基づき業務改善命令又は法第124条に基づき必要措置をとるべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善命令に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告や0-5-2により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

#### 0-7-2 行政手続法との関係等

##### (1) 行政手続法との関係

組合等に対し上記0-7-1-1(3)から(5)までの不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項第2号に基づき弁明の機会を付与し、上記0-7-1-1(6)から(8)までの不利益処分をしようとする場合には、同法第13条第1項第1号に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。

また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければ

ならないことに留意する。

## (2) 行政不服審査法との関係

組合等に対し上記0-7-1-1(1)又は(3)から(8)までの処分をしようとする場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

## (3) 行政事件訴訟法との関係

組合等に対し上記0-7-1-1(1)又は(3)から(8)までの処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

## 0-7-3 意見交換制度

### 0-7-3-1 意義

不利益処分を行おうとする場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前に、組合等からの求めに応じ、指導監督部局と組合等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

### 0-7-3-2 監督手法・対応

法第122条に基づく報告徴求命令に係るヒアリング等の過程において、自組合等に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した組合等から、当局の幹部(注1)と当該組合等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、当局が当該組合等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けるものとする。

(注1) 当局の幹部の例：水産庁担当課室長以上

(注2) 組合等からの意見交換の機会の設定の求めは、当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第122条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

### 0-7-4 不利益処分の公表に関する考え方

上記0-7-1-1(3)から(8)までの不利益処分については、他の組合等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により組合等の経営改善に支障が生じるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表するものとする。

## 0-8 個人情報の保護に関する法律に関する取組について

組合においては、その取り扱う個人情報も多く、個人情報漏えい等による社会的影響はもとより、組合経営に対する影響も大きいことから、個人情報取扱事業者として各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報の保護に関する法律(平成

15年法律第57号) 及び個人情報ガイドライン(農林水産省版) はもとより、他の事業分野に関するガイドラインを遵守する必要がある。

特に、個人情報保護管理者の設置を含めた責任体制の確保、事業者が行う措置の対外的明確化等により、組合等が個人情報を適切に管理する態勢となっているか指導を徹底する必要がある。

## 1 組合の組織及び事業

### 1-1 組合の設立、定款変更及び解散

組合の設立、定款変更及び解散の認可に係る手続は、以下によるものとする。

#### 1-1-1 申請書類

組合の設立、定款変更及び解散の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第63条第2項（法第68条第3項において準用する場合を含む。）において申請者に対して設立等に関する報告書を要求できることとされていることに基づき、法第63条第1項において提出を求めている定款及び事業計画を含め、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書（定款や事業計画等の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めるものとする。

#### (1) 設立に係る認可申請書類

- ① 設立認可申請書（様式については、別紙様式3を参照）
- ② 理由書
- ③ 定款
- ④ 事業計画
- ⑤ 設立経過報告書
- ⑥ 法第59条に規定する発起人会の開催に関する書類（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）
- ⑦ 法第60条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書、設立準備会公告の写し）
- ⑧ 法第61条に規定する設立準備会の開催に関する書類（定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し）
- ⑨ 法第62条に規定する創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録（謄本））
- ⑩ その他必要な書類（組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等）

#### (2) 定款の変更に係る認可申請書類

- ① 定款変更認可申請書（様式については、別紙様式4-1を参照）
- ② 理由書
- ③ 定款変更新旧対照表
- ④ 定款全文（現行のもの）
- ⑤ 定款変更の議決をした総会（総代会）議事録（謄本）
- ⑥ その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

#### (3) 定款変更に係る届出

- ① 定款変更届（様式については、別紙様式4-2を参照）
- ② 理由書
- ③ 定款変更条文新旧対照表

- ④ 現行定款全文
- ⑤ 定款変更の議決をした総会（総代会）議事録（謄本）
- ⑥ その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

#### （４）解散に係る認可申請書類

- ① 解散認可申請書（様式については、別紙様式５を参照）
- ② 理由書
- ③ 解散の議決をした総会の議事録（謄本）
- ④ 清算人名簿
- ⑤ 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては財産目録）
- ⑥ その他必要な書類（総会招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

### 1－1－2 審査要領

組合の設立、定款変更及び解散に関し、法第63条第1項（設立）、第48条第2項（定款変更）及び第68条第2項（解散）に基づき認可を行う場合は、次の事項（解散の認可にあつては、形式的事項に限る。）について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

#### （１）形式的事項

- ① 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。
- ② 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ③ 定款は法第32条に規定する事項がすべて網羅されているか。
- ④ 決定手続きは法第48条、第50条等に照らし、適法に行われているか。

#### （２）内容に関する事項

- ① 目的、事業等の基本的事項（総則）は、法第1条、第4条及び第11条等の規定に照らし適正か。
- ② 事業の執行の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ③ 組合員に関する規定は、法第18条の規定の範囲となっているか。
- ④ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。
- ⑤ 会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ⑥ 役職員の規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。
- ⑦ 総会に関する規定は、法第47条の2、第47条の4、第47条の5、第47条の6及び第48条等の規定に照らし、合法的に行われるものとなっているか。
- ⑧ 組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。
- ⑨ 組合による事業活動の遂行において、当該活動が疎かになる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

### 1－1－3 留意事項

#### （１）農林水産大臣の定める模範定款例との関係

認可申請のあった定款の内容が、法第32条第4項の規定に基づき農林水産大臣の定

める模範定款例と同じ場合には、速やかに認可するものとする。模範定款例と異なる定款を有する組合の設立又は定款の変更の申請がなされた場合においては、模範定款例に比して、組合運営の健全性がより高まる場合には、速やかに認可することとし、そうでない場合には、当該組合の実情に照らし合理性があるか、組合員の利益につながるかを厳正に審査するものとする。

## (2) 理事及び経営管理委員の定数に係る取扱い

理事及び経営管理委員の定数に関する定款の審査については、以下の方針によるものとする。

### ① 非常勤理事数について

ア) 非常勤理事を増加させることは理事会の開催を困難なものとし、開催頻度が低下する可能性が高いので、好ましくないものと考えられる。

イ) このため、非常勤理事数を増加させようとする組合（県漁連又は信漁連の業務を承継した漁協及び都道府県の区域以上の区域を地区とする漁連等に限る。）については、経営管理委員会制度を導入するよう指導するものとする。

### ② 常勤理事数について

業務執行体制を強化する上で、職務に専念する常勤理事を増加させることは望ましいことから、組合の事業に関し専門的知識を有する者を登用するためなど業務執行が強化されることが明らかな場合には、定款変更を認可するものとする。

### ③ 経営管理委員数について

ア) 経営管理委員は、業務執行に組合員である漁業者等の意見を反映させることを主眼とするものであり、理事会のように頻繁に開催する必要もないことから、人数がある程度多くても差し支えないものと考えられる。

イ) したがって、経営管理委員会制度導入に際して、経営管理委員数が従来の非常勤理事数より多くなっても差し支えない。

ウ) また、女性や青年漁業者等の担い手の声を反映させるため、これらの者の経営管理委員への就任を確実なものとなるよう、担い手枠等を設置することが望ましい。

エ) 経営管理委員会制度の導入後、経営管理委員数を増加させようとする場合についても、基本的に定款変更を認可して差し支えない。

## (3) 役員の適性について

農林水産大臣の定める模範定款例においては、理事の資格要件として「組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものでなければならない」という規定（以下「フィット・アンド・プロパー規定」という。）を盛り込んでいる。

従来の農林水産省の指導方針や模範定款例では、組合の業務執行体制の強化を図るため、組合の業務に永年従事していた者など事業内容につき十分な識見と能力を有する者を「学識経験者」と呼び、理事のうち一定数を充てるよう指導してきたところである。

しかしながら、

### ① この「学識経験者」に関する規定は、当初想定していた理事の適性を表すものと

してではなく、単に「職員出身の理事」の員数を確保するための規定と理解・運用されてきたこと、

② 理事の適性を表す点では、銀行法（昭和56年法律第59号）や農林中央金庫法（平成13年法律第93号）でも用いられているフィット・アンド・プロパー規定の方が具体的で適切であること、

③ 信用事業を行う組合には常勤理事1人以上の設置が義務づけられることから、実態上も、実務に精通した者が理事に就任する途は広がること、等を踏まえ、「学識経験者」に関する規定を廃止し、フィット・アンド・プロパー規定のみとしたものである。

このため、定款変更の認可に当たっても、「学識経験者」に関する規定は、模範定款例に従い、フィット・アンド・プロパー規定に変更するよう指導するものとする。

なお、実務に精通した者が理事に就任しているかどうかについては、行政検査等でチェックし、不十分と認める組合には定款違反として指導を行うものとする。

#### （4）女性役員の登用について

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく男女共同参画基本計画（第2次）において、女性が農林水産業や農山漁村社会で重要な役割を果たしていることを踏まえ、女性の漁協役員等への登用を図るため、女性役員等の参画目標の設定、定期的なフォローアップの強化等を求めている。

また、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画においても、同様に、漁協の女性役員等の参画目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進することとされている。

これらのことを踏まえつつ、また女性の参画を促進し、漁協の経営に多様な視点を導入することにより、漁協の改革が促進されるものと考えられることから、女性役員枠を設置することなどにより、漁協における女性の役員への就任が促進されるよう指導するものとする。

なお、漁協の男女共同参画の促進においては、その趣旨の周知、先進漁協での取組の紹介などにより、女性が漁協の意思決定に参画できる環境の整備を図ることが重要であることから、漁連においてもJF全国漁協代表者集会等を踏まえた取組を行うよう指導するものとする。

## 1-2 業務運営及び執行体制

### 1-2-1 業務運営について

組合の業務運営については、次に掲げる事項について実態把握に努めるとともに、改善が必要であると認める場合には、適正な運営が図られるよう是正指導を行うこととする。

#### （1）漁協の組合員資格

① 漁協の正組合員たる資格は、法第18条第1項及び第2項に掲げる者とされている。正組合員は、組合の管理運営に参画する権利（役員の実選権、総会の議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その資格の有無を確認することは、漁業者の組

織する漁協としての性格を維持するために、極めて重要である。

このため、当該漁協の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、1年に1回以上定期的な資格審査が公正かつ適正に行われ、資格を有しない者については資格変更手続を行う等その適切な管理を行う必要がある。

なお、出資口数や漁業以外の兼業の状況などの組合員資格に定めのない要件による資格の判定は違法のおそれがあるので留意する必要がある。

- ② 正組合員たる資格を有する者を漁業を営む者のみに限定する漁協（法第18条第3項）については、漁業を営む者以外の者の組合利用の状態が軽微であって、利害関係を同じくする均質の漁業経営者のみで組織する方が経済事業を活発に行なうために適当である場合があることを考慮したものであり、これにより漁業従事者の権利を不当に抑制しようとするものではない。したがって、その地区内の漁民の就業状態、漁民の組合利用状況等を考慮し、漁業従事者が相当多数を占めるような場合には、この種の漁協から一般の沿海地区組合に変更するよう指導するものとする。
- ③ 正組合員たる資格を有する者を必ず特定の種類の漁業を営む者でなければならないこととする業種別組合（法第18条第4項）については、一般の漁協が地縁的な結合体の性格を有していたのに比し、職能的な関係を基盤として成立すべきものである。この経営者の結合体としての性格に徹するため、正組合員資格から漁業従事者を廃除しているものであるが、漁協や地域の実情等からみて、漁業従事者も加入せしめることより、漁協の目的達成のために必要であれば、業種別組合から一般の沿海地区組合に変更するよう指導するものとする。
- ④ 内水面組合（法第18条第2項）は、漁業法（昭和24年法律第267号）第84条第1項の規定により農林水産大臣が指定した湖沼以外の内水面で、漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする組合である。内水面組合においては、正組合員資格として定款で定めるべき日数は、30日から90日の間である。なお、「主たる構成員」とは正組合員の過半数であるが、その他漁業生産組合及び小規模法人を正組合員としなければならないことは、沿海地区組合の場合と同様である。

#### ⑤ 准組合員資格

准組合員資格については、事業の利用を適当とする者について、法第18条第5項に規定する範囲内で、漁協が任意に定款で規定し得るので、地域の実態や個々の漁協の状況に応じて、必要な範囲のものを定めるよう指導するものとする。

#### (2) 組合員資格の変更の手続き

准組合員として漁協に加入している漁業者等について、組合員資格の審査の結果、正組合員資格を有することとなるときは、組合員名簿を改める等所要の手続きをとる必要がある。

なお、正組合員か准組合員かの区分は、任意に選択できるものではなく、定款に定める資格要件によって判定されるものである。

#### (3) 組合員資格を有する者の加入等

組合員たる資格を有する者が漁協に加入申込みをした場合において、漁協が法第25

条に違反して、例えば申込者が戸籍筆頭者でないこと、同一世帯に属する者が既に漁協に加入していること等を理由にして加入を拒むことのないよう指導するものとする。

併せて、漁業就業者の減少、高齢化が進む中で、漁業生産の重要な担い手となっている後継者や女性の正組合員加入を進め、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

#### (4) 員外利用制限の遵守

① 組合が行う事業は本来組合員の利用に供することを第一とするものであり、組合員以外の利用は、法第11条第8項に規定するように、組合員の利用に差し支えない一定の限度内に限り認められているものである。

このため、組合に対して員外利用の制限を遵守するよう指導を徹底する必要がある。

また、組合は員外利用制限を遵守するため、同条第1項各号に定める事業の実態に即して、事業利用者が組合員及び法第11条第9項で定める組合員と同一世帯に属する者等（員外利用制限におけるみなし組合員）であることの確認方法を定めるとともに、組合員・みなし組合員と員外利用者の事業分量を把握できる体制を整備する必要がある。

② 販売事業に係る員外利用制限

組合員の所得の維持・増大を図っていくため、漁協が、従来の市場を通じた販売のほか、活魚流通、宅配便による産地直送等を始めとする多様な形態の販売事業に積極的に取り組む必要があることから、販売事業については、一事業年度における員外者の利用分量の上限を、当該事業年度における組合員の利用分量の2倍とされているところであるが、これらの直売事業等は、適正かつ効率的な運営が確保されなければ、漁協の経営に悪影響をもたらすことも懸念されることから、立地条件等を十分考慮しつつ的確に需要動向を見定め、これに見合った事業の内容、規模、運営方法等を検討した上で実施するよう指導するものとする。

#### 1-2-2 組合の理事について

(1) 信用事業担当の理事として選任された者は、信用事業の健全かつ円滑な実施に努めるのが基本ではあるが、信用事業以外の業務の担当まで禁止されると事業運営上支障が生ずることも考えられる。

このため、信用事業の業務執行に支障を与えないと認められる漁協においては、信用事業担当理事が共済事業等を担当しても差し支えないものとする。

(2) 組合の行う事業が著しく多様化、専門化し、また増大する状況の下で、変化する経済情勢に即応した的確な事業運営を行うためには、代表権を有する者が常時組合業務を掌握するなど、理事の責任の明確な業務体制を確立するため、理事のうち少なくとも1名は常勤とするよう指導するものとする。

特に、漁連においては、複数の常勤理事を置くよう指導するものとする。

### 1-2-3 総会への役員選任議案提出の留意事項

「理事等の選任に関する議案」又は「監事の選任に関する議案」を総会に提出する場合における総会参考書類に記載すべき事項のうち、「当該組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要」の記載に係る「特別の利害関係」に該当するものは、法第34条第10項及び第34条の2第2項において、組合員が役員として組合運営に当たることを原則としていることにかんがみ、例としては、以下のようなものが考えられる。

- ① 組合が行っている事業の利用に関し、その候補者との間で行う定型的な取引以外の取引関係（その候補者が組合員又は会員たる法人（組合の100%子会社は除く。）・団体の代表者又は代理者として取引関係の当事者となっている場合を含む。②において同じ。）
- ② 財産の譲渡・譲受け等組合の行う事業の利用に係る取引以外の取引関係
- ③ 法第47条に該当すると認められる関係 等

なお、積極的な情報開示の観点から、広く組合の事業の利用関係を記載することは差し支えない。

### 1-2-4 経済事業未収金の適切な管理に係る指導

経済事業未収金については、次の事項等に留意して適正な管理を行うよう指導するものとする。

- (1) 取引品目、取引先等に応じて、与信限度、決済条件等が適切に設定されているか。
- (2) 貸出金等他の債権との名寄せを行う等適切な与信先管理を行うとともに、未収金が期日までに回収できない場合にはその管理・回収が適切に行われているか。
- (3) 契約で遅延損害金を請求することができることとしている場合には、その額が法令に従い適正に定められるとともに、遅延損害金の請求、減免等が内部手続を経て適切に行われているか。

### 1-2-5 経済事業等運営上の留意事項

#### (1) 営漁指導の強化

漁協の行う営漁指導は、漁獲物の生産から販売に至るまでの魚種別・漁業形態別等の技術指導、漁業経営の指導、生産者組織の育成指導等を通し、漁業生産活動の活性化や漁協と組合員との結びつきの強化を図る基幹的なものであることから、次の点につき指導するものとする。

- ① 漁協の置かれた地域条件や漁業の形態等に応じて、信用、共済、購買、販売事業等との有機的な結びつきの下に、漁家の営漁活動を活性化していくため、購買面でのきめ細やかな対応や生産と販売の直結した指導が行われているか。
- ② 漁協の経営収支が厳しくなっている中で、営漁指導を充実していくため、部門別経理の徹底と併せ、賦課金の適切な徴収等の財源対策が図られているか。

#### (2) 購買事業

購買事業の運営の合理化・効率化、実施体制の強化等を図る必要があることから、次の点につき指導するものとする。

- ① 組合員のニーズに即した購買品の開発を行う等、系統利用率の向上と仕入の集約

化によるコストの低減を図っているか。また、在庫管理システムの検討等により、リスクの軽減及び管理経費の低減を図っているか。

- ② 組合員の経営能力に応じた与信取引、購買貯金積立等により代金の確実な回収に努めているか。

### (3) 販売事業

販売事業の運営の合理化・効率化・実施体制の強化等を図る必要があることから、次の点につき指導するものとする。

- ① 需給動向や消費者ニーズに対応した生産体制への転換を図り、計画生産・計画出荷を行っているか。
- ② 地区内の漁獲物等のブランド品の開発、産地直送販売等新たな事業展開を図っているか。
- ③ 市場業務を行う漁協は、集荷体制の見直しを行い地区内市場の一元化を図るとともに、広域市場の形成に取り組み、産地市場の集約化・合理化を図っているか。
- ④ 買取販売を行う漁協においては、リスク管理体制の確立を図るとともに、定期的買取販売の具体的内容を点検し、その適切な運営を確保しているか。
- ⑤ 市場業務を行う漁協は、販売代金の固定化をきたさぬよう仲買人を厳選し、仲買人組合の結成による共同責任制等を考慮するとともに、固定化の防止と回収に努めているか。

### (4) 製氷冷凍冷蔵事業、加工事業

製氷冷凍冷蔵事業、加工事業は、組合員の漁業活動又は漁協の他事業と密接に関連して機能している事業であり、事業運営に当たっては、地域の漁業動向や他事業の展開に合わせた事業推進に努める必要があることから、次の点につき指導するものとする。

- ① 製氷冷凍冷蔵事業については、組合員の利用度の増大、稼働率の向上によるコストの低減が図られているか。
- ② 施設の新増設に当たっては、立地条件、利用量等を検討して過大投資、経営不振の原因をつくることのないようにしているか。
- ③ 一部地区の要望を尊重するあまり不採算部門を放置していないか。

### (5) 漁業自営事業

漁業自営事業は、漁業の調整、漁場の総合利用及び漁利の分配との関連において、地域労働力の有効活用、漁業生産の安定、また、漁業技術の発展・高度化への対応等に寄与していく方法の一つとして重要な事業である反面、この事業の成否が組合経営全体に深刻な影響を与えている場合も少なくなく、かつ、資源や魚価の変動によるリスクが極めて高い事業でもあることから、その取組に当たっては、適切な事業計画の作成、機動的な事業実施体制の確保等堅実な対応を図る必要がある。このため、次の点につき指導するものとする。

- ① 事業の実施に当たっては他の事業に悪影響を及ぼさないよう、漁業共済に加入するなどの措置がなされているか。
- ② 自営漁業を共同の経営で実施している漁協については、相手方へのみ経営を任せていないか。また、事業計画書等十分に検討し経営に実質的に参加し、適切な経営

管理に努めているか。

#### 1-2-6 内部監査体制について

職務権限の明確化等により内部監査体制を確立・強化するとともに、内部監査体制の整備、充実を図るため、次の点につき指導するものとする。

- (1) 経営管理部門は、事業計画、資金計画を適切・迅速に樹立し、その実施状況の把握及び統制を的確に行える構成にしているか。
- (2) 経営管理担当者の職務の範囲と決裁の権限を明確にし、責任の所在を明らかにしているか。
- (3) 資金管理、債権管理、物品管理を強化するため、契約関係、経理関係及び物品管理関係については、特に取引先との照会を含む相互点検の仕組みを確立するなど、内部監査体制を充実させているか。

#### 1-2-7 事業計画の樹立について

経済情勢及び漁業を取り巻く諸情勢等の変化に即応した的確な事業運営を行うためには、中長期の事業計画を樹立して経営の合理化等に努める必要があることから、次の点につき指導するものとする。

- (1) 事業計画の樹立に当たっては、組合員等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図ることにより、組合員等に直接の奉仕をするという組合の目的に合致したものであるか。
- (2) 各事業ごとの採算性の確保を図るとともに、採算性の確保が見込めない事業については、積極的に漁協間及び漁協と漁連等間の事業統合等を検討しているか。
- (3) 組合事業のあり方について組合員等への浸透を十分図り、系統利用体制の強化を図っているか。
- (4) 繰越欠損金を抱える等の経営が悪化している組合においては、欠損金を着実に解消し、経営安定を確実なものとするための適切な経営改善計画が策定されているか、また、現在策定されている計画についても、その進捗状況を踏まえ、内容等について見直しを行っているか。

なお、経営改善計画の進捗状況については、組合員や組合の債権者には定期的に情報を提供することが望ましい。

- (5) 漁連等は、会員の事業についてその計画化を指導しているか（経営が悪化している会員の経営改善計画の策定、見直し指導を含む。）。また、系統間の提携が可能な事業については、会員の計画に応じた漁連等の計画が策定されているか。

### 1-3 休眠組合への対応等

#### (1) 休眠組合への対応

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある組合又は漁業生産組合（以下本項において「組合等」という。）については、これを放置した場合には、当該組合等を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の組合等の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、組合等の実態調査等の結果、休眠状態であることを確

認した場合においては、当該組合等の解散も含めた指導監督を行うものとする。

なお、事業停止を理由とする解散命令については、法定の手続のほか、あらかじめ実態調査等を行ない、当該組合等が組合等としての機能を全く停止しており、事業再開の可能性がないことを確認し、更に関係機関の意見を充分聴取した上で行なうものとする。事業を停止しているとは、実質的にすべての事業を行っていない場合であり、名目上組合等の事業となっても、実質は、その他の者の事業となっている場合もこれに該当する。

## (2) 法定解散組合に係る解散届等の提出

- ① 組合等の実態調査等の結果、組合員が20人未満等になったことにより解散状態(法第68条第4項)にあることを確認した場合において、組合が解散届の提出を拒む場合には、法第122条の報告徴求命令等により、解散状態にあることを役員に確認させる等の手段を講じて、解散届を提出させるよう努めることとする。
- ② 都道府県知事は、所管する組合が、法第91条の2の規定により漁連等の権利義務包括承継した場合には、当該解散・消滅する漁連等(都道府県の区域未満の区域を地区とする漁連等を除く。)の解散に係る登記簿謄本の写し及び包括承継の認可書の写しを水産庁長官に遅滞なく提出することとする。

## 2 各種規程の認可等

### 2-1 資源管理規程の認可

#### 2-1-1 申請書類

法第11条の2第1項の規定に基づく資源管理規程の設定又は変更の認可申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

- ① 資源管理規程
- ② 資源管理規程の設定又は変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- ③ 関係組合員の同意を得たことを証する書面
- ④ 資源管理規程が、資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合にあっては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書面
- ⑤ 資源管理規程の変更の場合にあっては、資源管理規程に記載された資源管理規程を変更し、又は廃止する場合の手續に従って行われたことを証する書面
- ⑥ その他行政庁が必要と認める事項を記載した書面（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）

#### 2-1-2 審査要領

資源管理規程の設定又は変更の認可を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。

- (1) 法第11条の2第2項に規定する事項が資源管理規程に記載されていること。
- (2) 設定組合は、水産資源の管理及び水産動植物の増殖の事業を行う組合に限られていること。
- (3) 組合員以外の漁業者等を一定の水面から排除するなど、不当に差別的内容でないこと。
- (4) 資源管理規程の内容が、漁業法、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、独占禁止法、都道府県漁業調整規則等、法律、政令、省令、条例又は規則を問わず、関係する法令に違反するものでないこと。
- (5) 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法第8条第1項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が存する場合にあっては、これらに従った内容のものとなっていること。
- (6) 資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の3分の2以上の書面による同意を得ていること。

#### 2-1-3 留意事項

- (1) 認可を受けた資源管理規程が、2-1-2の要件に該当しないと認められるときは、行政庁は認可を取り消すことができる（施行令第3条第2項）。
- (2) 資源管理規程を廃止した場合には、当該廃止が資源管理規程に定める廃止の手續に従って行われたことを証する書面を添えて、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない（施行令第3条第3項）。

- (3) 漁獲量の制限、漁船の隻数の縮減等需給又は価格の調整に結びつくおそれのある方法は、独占禁止法に違反するおそれがあるので留意する必要がある。
- (4) 行政庁は資源管理規程の認可に当たっては、総会（総代会）の議決と関係組合員の書面同意の要件を満たしていても、組合員数が少ない漁業種類の漁業者にとって不利な内容のものであること等その内容が不適切なものとならないよう十分な審査・指導を行うものとする。
- (5) 資源管理規程は組合内部の規定であって、組合員又は所属員以外の者に対しては何ら制約を及ぼさないものであること、資源管理規程の設定によって、漁業に関する新たな権利が生ずるものではなく、また、港湾法（昭和25年法律第218号）その他の法律による諸規制、事業の実施、海洋レクリエーション活動の振興その他の漁業以外の水面の利用を妨げるものではないこと、また、資源管理規程の認可を受けることによって、従来からの漁業を営む権利等のほか、新たな財産上の価値、評価を組合に帰属させるものではないことから、資源管理規程の適切な実施が行われるよう指導するものとする。

### 3 漁連等

#### 3-1 業務運営及び執行体制

漁連等に係る業務運営及び執行体制については、1-2に掲げるもののほか、以下のとおりとする。

##### 3-1-1 業務運営について

漁連等の業務運営については、次に掲げる事項について実態把握に努めるとともに、改善が必要であると認める場合には、適正な運営が図られるよう是正指導を行うこととする。

###### (1) 漁連等の役割と事業のあり方

漁連等の行う事業は、その内容・規模及び実施形態等は様々となっているが、漁連等及びその所属員をめぐる環境の変化に対応して、所属員にとっての必要性及び事業の採算性の観点から、各事業の見直しを行っていく必要がある。

事業の見直しに当たっては、「1県1漁協」、「複数自立漁協」等の広域合併の方向を踏まえ、漁業者に対する奉仕、漁業経営の改善への貢献等の観点から、漁連等が引き続き関与すべき事業とこれらの漁協に任せるべき事業を明確化するなど、漁協と漁連等の役割分担を見直し、漁協系統組織全体として効率的な事業を実施する必要がある。

###### (2) 経営改善計画の策定等

繰越損失を計上した場合や二期連続当期損失を計上した場合においては、自ら取り組むべき事項を整理した上で、速やかに経営改善計画を策定する必要がある。経営改善計画の策定に当たっては、現実的な実行可能性に配慮しつつ、各事業の内容及び実施方法を点検して経費の削減を行うとともに、経営悪化に至った原因を踏まえた再発防止策を講じ、必要に応じて執行体制の見直し等を行う必要がある。

なお、会員漁協に増資や手数料の引上げ等の負担を求める場合であっても漁連等自らの徹底した自助努力が基本である。

##### 3-1-2 業務執行体制について

人件費等の事業管理費の削減等を図るため、諸般の事情によりやむを得ず共通役員制を採用しようとする場合及び既に採用している場合においては、信用事業を行う漁連等の事業兼営を禁止している法の趣旨にかんがみ、特に次の点につき指導するものとする。

- ① 漁連等ごとの業務が効果的かつ能率的に処理されるように、それぞれの執行部の責任を明確にした体制を整備し、その上に立って総合調整機能が発揮されているか。
- ② 漁連等ごとに必ず専任の常勤理事を置き、それぞれの事業分野に精通した者をあて、それぞれの業務に専念させているか。
- ③ 理事会に付すべき議案の整理及び事前検討の徹底等の措置により、理事会の効果的かつ能率的運営が行われているか。
- ④ 漁連等ごとの業務の統一的企画管理を行う場合にあっては、それぞれの執行部の責任と権限を規約上明確にしているか。

### 3-1-3 経済事業運営上の留意事項

経済事業の運営については、次の事項等に留意して適正な運営を行うよう指導するものとする。

#### (1) 販売事業

- ① 産地市場の統廃合等市場販売事業のコスト削減の徹底等による一層の効率化、新規の買受人を積極的に参画させること等による市場機能の強化・活性化に努めているか。
- ② 売買差損、販売代金の回収等のリスク管理を適切に行うとともに、売り先の開拓等販路を確保しているか。また、採算が悪化し、その回復が困難と思料される場合には、撤退も含めた事業の見直しが検討されているか。
- ③ 漁協と連携しつつ漁業者の経営状況の把握や網入れ数等の生産と経営の指導の徹底、債権管理の適正化が図られているか。
- ④ 漁協と連携して、生産不振や価格低落の防止並びに取扱量及び取扱金額の安定化への取組を行っているか。

#### (2) 購買事業

- ① 厳しい経営環境にある漁業者に対する低価格での資材提供に向け、系統間の物流の簡素化、地域での物流網の合理化、系統二段階への再編への取組等による物流コストの徹底した削減への取組が行われているか。
- ② 石油類については、施設の統廃合を積極的に進める等、コスト削減へのより一層の取組が必要であり、また、その他一般資材についても、在庫管理の徹底を行うほか、不採算商品の取扱い廃止の検討が行われているか。

## 3-2 監査規程の認可

### 3-2-1 申請書類

法第87条の2第1項の規定に基づく監査規程の設定、変更又は廃止の認可申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めるものとする。

#### (1) 設定認可申請書類

- ① 監査規程認可申請書（様式については、別紙様式6を参照）
- ② 理由書
- ③ 監査規程
- ④ 総会（総代会）の議事録

#### (2) 変更認可申請書類

- ① 監査規程変更認可申請書（様式については、別紙様式7を参照）
- ② 理由書
- ③ 監査規程新旧対照表
- ④ 監査規程全文（現行のもの）

⑤ 総会（総代会）の議事録

(3) 廃止認可申請書類

① 監査規程廃止認可申請書（様式については、別紙様式8を参照）

② 理由書

### 3-2-2 審査要領

(1) 「漁業協同組合連合会等の監査規程例について」（昭和58年12月9日付け58水漁第4624号水産庁長官通知）により監査規程例が定められているので、設定認可申請又は変更認可申請のあった内容が監査規程例と同じ場合は速やかに認可するものとする。

監査規程例と異なる内容の変更認可申請がなされた場合においては、当該漁連等の実情に照らしやむを得ないと認められる理由がある場合に限り認可するものとする。

(2) 廃止の承認申請があった場合は、傘下の組合の経営指導に与える影響と合わせて検討し、全く影響がないと認める場合に限り認可するものとする。

### 3-2-3 留意事項

(1) 監査事業の一層の充実強化を図るため、水産業協同組合監査士の育成に努めるよう指導するものとする。

(2) 監査事業の適正な実施を確保するため、水産業協同組合監査士及び監査事業担当部門は、経済事業担当部門から独立した機構とする必要がある。

(3) 監査事業は、系統組織の自主性に基づくものではあるものの、その手続、内容等が行政庁による検査と類似するものであるので、常例検査等との関連に十分配慮し、所要の調整を図る必要がある。

## 3-3 監査実施計画に対する意見

(1) 漁連等から、監査計画の提出があった場合は、次の点に留意した上、その計画の妥当性に問題があると判断した場合には、適切な監査実施計画の変更を指導するものとする。

① 対象組合の選定については、監査周期及び経営状況等を勘案したものとなっているか。

② 事業年度ごとの監査方針、重点項目が明確となっているか。

③ 監査士の人数、日数が効率的かつ実効性のあるものとなっているか。

(2) 法第41条の2に規定する全国連合会（以下「全国連合会」という。）の監査については、財務諸表等監査実施計画を含めた年間の実施計画が監査事業全体の実効性・有効性の確保を図るよう指導するものとする。

## 4 財務書類

組合等（共水連及び漁業生産組合を含む。以下本項において同じ。）の各種財務書類の作成及び開示については、以下の点に留意し指導・監督を実施するものとする。

### 4-1 会計慣行

組合等の会計については、法第54条の5の規定に基づき、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」に従うものとされている。

ここでいう「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とは、組合等における社会通念及び実務慣行のほか、企業会計原則等を中心とする企業会計の基本原則が含まれる。

これは、開示される財務書類につき同業者との比較可能性を確保するとともに、目的が異なるとはいえ、組合等の行う経済活動が外形的には会社と類似しており、企業会計の諸原則を「手段」として採用することに会計実務上の支障が少ないこと等によるものである。

#### 4-1-1 特定組合等の会計処理

企業会計審議会又は財団法人財務会計基準機構（平成13年7月26日に「財団法人財務会計基準機構」という名称で設立された法人をいう。）・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等（企業会計基準のほか当該会計基準を補完する適用指針及び実務対応報告等を含む。以下同じ。）は、次の①から③までに掲げる組合（以下「特定組合等」という。）の会計において、原則として「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を構成すると解されており、当該組合の会計が企業会計基準等を適切にしん酌していること又は判断根拠としていることを前提として、全国連合会又は監事による監査及び所管行政庁による検査・監督が行われることに留意する。ただし、特定組合等が適切にしん酌すべき企業会計基準等の範囲については、例えば、会社法制上の株式、新株予約権、資本金又は準備金に係る規定等協同組織と会社との法人属性自体の差異に係るものは含まれない。

- ① 法第41条の2第1項の特定組合又は法第41条の3の定款の定めがある組合
- ② ①に掲げる組合以外で信用事業を行う組合又は共水連
- ③ ①及び②に掲げる組合以外で事業年度開始の時点における負債総額が200億円以上の漁連等

特定組合等に適用される具体的な企業会計基準等には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

- ・「外貨建取引等会計処理基準」（昭和54年6月26日付け企業会計審議会）
- ・「リース取引に関する会計基準」（平成5年6月17日付け企業会計審議会第1部会）
- ・「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（平成10年3月13日付け企業会計審議会）
- ・「研究開発費等に係る会計基準」（平成10年3月13日付け企業会計審議会）
- ・「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日付け企業会計審議会）
- ・「税効果会計に係る会計基準」（平成10年10月30日付け企業会計審議会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日付け企業会計審議会）

- ・「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日付け企業会計審議会）
- ・企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」（平成17年11月29日付け企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（平成18年7月5日付け企業会計基準委員会）
- ・「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（平成20年11月28日付け企業会計基準委員会）

#### 4-1-2 特定組合等以外の組合等の会計処理

特定組合等以外の組合等についても、企業会計基準等の原則的な会計処理が採用されることが望ましい。

他方、特定組合等以外の組合等は、販売・購買等の経済事業を中心とする組合が多数であり、このような事業を行う組合にあつては、特定組合等と異なり、一般的にリスクの高い金融商品を保有せず、多数の組合員等利用者から貯金等の形で直接資金を受け入れることもない。また、比較的少数の組合員のほかは固定的な取引先との商取引が事業活動の大宗を占めている実態が見受けられる。

このような事業規模・特性の実態を踏まえれば、当該組合にとって重要性の低い企業会計基準等を一律に強制することは、費用対効果の観点からも必ずしも適当とは言えない。

以上を踏まえ、特定組合等以外の組合等にあつては、法令上明記されている事項を除き、企業会計基準等の原則的な会計処理については一律に適用することは求めず、法令上明記されていない資産及び負債の評価等については、「中小企業の会計に関する指針」（平成17年8月1日付け日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）を判断の拠り所とすることを推奨するものとする。

なお、一概に特定組合等以外の組合等といっても、その規模・事業の種類は多様であり、個別具体的な会計処理については、漸進的な会計品質の向上を旨とした指導監督がなされることが望ましく、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要がある。

(注1) 特定組合等以外の組合等に適用される会計処理については、現行実務の実情及び費用対効果の観点から、施行規則においても「税効果会計に係る会計基準」の不適用や「金融商品に関する会計基準」に基づく有価証券の時価評価等を行わない場合にあつても、ただちに違法とはならないよう明定しているところである（施行規則第149条・第196条）。

(注2) リース取引は、「リース取引に関する会計基準」により通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとされているが、特定組合等以外の組合等については、「中小企業の会計に関する指針」に規定する所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち借手の会計処理につき、同指針に基づき通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとされていることに留意する。

#### 4-1-3 会計環境の変化への対応

昨今の経済活動の高度化・複雑多様化の急速な変化に対応する形で、組合等の事業内容も高度化・複雑化しており、それを測定・報告する財務会計についても、より経済実態を反映した情報開示や経営の透明性の確保が求められている。

このため、組合等において公正妥当と認められる会計の慣行についても、社会的・時代的要請又は組合等自らの経営管理の高度化を受け、絶えず変遷するものである。

各組合等においては、会計基準の制定改廃や関係法令の改正を始めとする会計制度の最新情報の把握はもとより、それらの組合経営への影響度合の早期認識に努め、会計環境の変化に速やかに対応することが必要である。また、このような対応を通じた一層正確な財務情報の認識が、組合等自らの経営管理の高度化に資することはもとより、適切な情報提供を通じて、組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を高めることとなる。

なお、多数の利用者から貯金等を受け入れる信用事業を行う組合又は共水連にあっては、特に厳正な会計処理及び開示が求められており、他の金融機関に比べ財務情報が劣後することは、組合経営に悪影響を及ぼすおそれがあることに留意する必要がある。

## **4-2 財務書類の開示制度**

組合等に対しては、次の事項に留意し、組合員、利用者、総会、行政庁その他の各方面に対して、各々の目的に適合した適切な財務書類が開示されるよう指導・監督を実施するものとする。

### 4-2-1 財務書類の開示制度の体系

法令に基づき、組合等に対しては、各種財務書類の事業年度毎の開示が義務付けられているところであるが、各開示制度の概況を以下に確認する。

#### (1) 総会に提出する決算関係書類等

組合等は、法第40条及び第41条の規定に基づき、決算関係書類等（決算関係書類のほか、第41条に規定する組合にあっては部門別損益計算書を含む。以下同じ。）の総会提出及び決算関係書類の備置きが義務付けられている。

決算関係書類等の作成目的としては、組合経営の最高意思決定機関である総会において、組合役職員が組合員から負託された組合の事業・経営の遂行状況に関する説明責任を果たすこと及び事業活動の結果生じた剰余金の精算額を確定することが挙げられる。

決算関係書類等の義務的記載項目については施行規則本文に定めがあるほか、貸借対照表、損益計算書及び部門別損益計算書の勘定科目体系が施行規則別紙様式に定められている。

#### (2) 行政庁に提出する業務報告書等

組合及び共水連は、法第58条の2の規定に基づき、業務報告書等（業務報告書のほか、連結子法人等を有する組合及び共水連にあっては連結業務報告書を含む。以下同じ。）の行政庁への提出が義務付けられている。

業務報告書等は、行政庁が適切かつ効果的な指導・監督を実施するためのオフサイト・モニタリング等に活用される。

業務報告書等として作成する事項は施行規則に定めがあり、更に個別記載項目についても主な事業種別に施行規則別紙様式において定められている。

### (3) 説明書類の公衆縦覧

信用事業又は共済事業を行う組合及び共水連は、法第58条の3の規定に基づき、業務及び財産の状況を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられている。

ディスクロージャー誌は、組合及び共水連の金融機関としての性格や信用事業及び共済事業が組合員の利用のみならず広く普及していること等を踏まえ、組合経営の透明性を確保するとともに、情報の非対称性による不利益から利用者を保護することを目的としている。

義務的記載項目については、施行規則、信用事業命令に定めがあるほか、開示に当たっての留意事項について事業別の監督指針に定められており、これらの規定に従い適切な開示が図られる必要がある。

#### (関連通知)

- ・「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）
- ・「漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針」（平成20年4月1日付け19水漁第3957号水産庁長官通知）

## 4-2-2 全般的な開示態勢の整備

### (1) 法定開示項目の遵守

各制度において開示が要請される財務書類については、各々の開示目的に即して法令上記載項目が定められている。これらの法規制は全て、組合の利害関係者とりわけ組合員の権利を保護するためのものである。各組合にあつては、少なくともこれらの義務的開示項目につき、財務書類については正確な会計帳簿を基礎として作成の上、該当法令等の定めるところに従い適時に開示する義務がある。

### (2) 会計情報の実質的同等性の確保

開示先毎に異なる形式・体裁の財務書類を作成する場合であっても、各財務書類は単一の会計情報を基に作成されたものでなければならないことに留意する。

### (3) 自主的開示の促進

信用事業又は共済事業を行う組合及び共水連にあつては、適切な情報提供を通じて、組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を高める観点から、部門別損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、自主的にディスクロージャー誌に掲載するなどにより、情報開示することが望ましい。

### (4) 利用者本位の情報開示

組合及び共水連の財務書類の開示に当たっては、組合の事業・財務に関する利用者の知識及び経験に応じた分かりやすいものとなるよう努めるとともに、ディスクロージャー誌をインターネットのホームページを活用して開示するなど、多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

### 4-3 資産及び負債等の評価

組合等の資産及び負債等の評価については、特に以下の点に留意して実務対応がなされるよう指導・監督を実施するものとする。

#### (1) 引当金の設定

##### ① 貸倒引当金の設定

信用事業を行う組合においては、財務会計上、貸出等債権につき各種会計基準のほか「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」等を踏まえた自己査定（組合自らが債務者の財務内容等による債務者区分及び担保・保証等による分類等を行うことをいう。）に基づく償却・引当が実施されている。

この場合において、算定された一般貸倒引当金の繰入額が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第57条の10の規定に基づき算定した額を下回る場合に、同法により算定した額を繰り入れることは、合理的な方法により算定されたものとみなすことができることに留意する。

なお、信用事業を行う組合以外の組合においても、経済事業未収金等に対して、信用事業を行う組合に準じた償却・引当を行うことが望ましい。

##### ② 外部出資等損失引当金の設定

外部出資勘定については、実務上、外部出資の毀損に対する評価性引当金として、外部出資等損失引当金が、自己査定基準に基づき又は監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」（平成13年4月17日付け日本公認会計士協会）に準拠して計上されている場合がある。

この場合においても、出資先の財政状態の悪化等により当該外部出資勘定の減損処理が必要と判断された場合には、減損処理を行い、当該引当金は取り崩す必要があることに留意する。

##### ③ 利益留保性引当金廃止の徹底

引当金については、税法の定めにかかわらず、企業会計原則注解18及び施行規則第194条第2項の定めるところにより一定要件を満たすものについては適正額を計上することとされているが、これらに規定するもの以外の引当金は計上することができないので留意する必要がある。仮に負債性を有しない引当金が負債計上されている場合には、当該引当金を取崩し特別利益に計上した上で、必要に応じ剰余金処分を通じて準備金等に計上することとなる。

#### (2) 「退職給付に係る会計基準」の適用

特定組合等以外の組合にあっても、職員に対する退職金制度がある場合には「退職給付に係る会計基準」に準拠した退職給付引当金の計上が必要である。

退職給付引当金を新たに設定する組合については、会計処理変更時の影響を緩和するため、適切な移行期間を設定することが認められるものとする。

（補足：施行規則第145条第1項及び第194条第2項第2号の退職給付引当金等の用語は、「退職給付に係る会計基準」にいう退職給付引当金等を指すものである。）

#### (3) 「固定資産の減損に係る会計基準」の適用

特定組合等における「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に当たり、資産のグ

ルーピング及び共用資産の取扱いについては、特定組合等の経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行うものとする。

共用資産は、組合全体に係る共用資産とされる場合のほか、複数の資産又は資産グループに係る共用資産とされる場合もあることに留意する。

なお、漁船の陸揚げ施設、漁業者のための漁具倉庫等は、漁業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するときには、共用資産に含むこととできる場合があることに留意する。

(補足：施行規則第143条第2号及び第190条第2項の減損損失等の用語は、「固定資産の減損に係る会計基準」にいう減損損失等を指すものである。)

#### (4) 「リース取引に関する会計基準」の適用

組合が漁協関連施設等を漁業者等に利用させる取引が「リース取引に関する会計基準」におけるリース取引に該当する場合には、「リース取引に関する会計基準」に規定するリース取引の種類（所有権移転ファイナンス・リース取引、所有権移転外ファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引）に応じ、リース取引の貸手としての会計処理を行うことに留意する。

### 4-4 決算関係書類の作成

法第40条の規定に基づく決算関係書類の作成については、施行規則に定めるところによるほか、特に以下の点に留意して指導・監督を実施するものとする。

#### (1) 全般的な留意事項

- ① 決算関係書類の各記載項目については、施行規則の定めるところによるほか、適切かつ分かりやすい表示がなされるよう指導するものとする。
- ② 施行規則に定められた義務的な記載項目以外の情報を自主的・積極的に記載することは、組合員等に対する情報開示の促進の観点から望ましい。
- ③ 決算関係書類については、書面全体の具体的なひな型は法定されておらず、各組合等の自主性に委ねられている。したがって、各組合等にあっては、例えば必要に応じて財務数値に加え図表等を用いる。

等の独自の工夫を行うことが望まれる。

#### (2) 個別記載項目に係る留意事項

- ① 施行規則別紙様式に貸借対照表及び損益計算書の様式が定められている組合等にあっては、貸借対照表及び損益計算書は、原則として施行規則別紙様式に規定される勘定科目等に即して作成するよう指導するものとする（施行規則第121条・第132条）。

ただし、例えば、組合の事業が一部の事業に限定されている等により、組合の財産及び損益の状況を適切に示すために、当該様式によることができない場合はこの限りではない。

- ② 貸借対照表の純資産の部の表示に関しては、施行規則において企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日付け企業会計基準委員会）に準拠した表示区分が義務付けられているところである（施行

規則第113条・別紙様式)。

この中で、利益剰余金のうち任意積立金については、貸借対照表上も組合独自に定められている個別名称(特別積立金、施設整備積立金等)をもって表示することとし、個別積立金の内訳を明らかにしない名称をもって一括記載することは適切でないことに留意する。

- ③ 信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合にあつては、施行規則の定めるところにより、貸借対照表上の資産及び負債につき流動・固定分類が行われている(施行規則第110条・第111条)。

この中で、特に有価証券等については、次の表示区分がなされる必要があることに留意する。

- ・ 1年以内に満期の到来する有価証券(及び売買目的有価証券)……流動資産
- ・ 外部出資(株式・出資金等)及び長期保有有価証券(国債その他の債券等)……固定資産

- ④ 信用事業を行う組合以外の組合であっても、複数の事業を行う場合にあつては、損益計算書の事業総利益計算は、事業別に区分表示することが義務付けられている(施行規則第123条第12項)。

各組合にあつては、法令等で区分管理が義務付けられている事業のほか、少なくとも購買事業及び販売事業については、事業総利益計算を区分表示することとする。

- ⑤ 損益計算書における事業外収益のうち、雑収益に一括して記載したもので、金額的に重要な収益については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載することに留意する。なお、事業外費用のうち、雑費用に一括して記載したものについても同様とする(施行規則第123条第13項)。

- ⑥ 注記表において、ファイナンス・リース取引により使用する固定資産に係るオフバランス情報の開示が求められている(施行規則第142条第1項第4号)。

当該注記の具体的記載内容については、各リース資産の物理的な内容等の定性的な明細が求められているが、多額のリース資産を保有する組合等にあつては、自主的に定量的な情報(リース物件の取得価額相当額・未経過リース料残高相当額等)が開示されることが望ましい。

- ⑦ 附属明細書については、法令上、事業報告に関する附属明細書とその他の決算書類(貸借対照表、損益計算書及び注記表)に関する附属明細書とに分割して規定されているが、各附属明細書について独立の書面をもって作成する必要はなく、一体として作成することでも差し支えない(施行規則第156条・第157条)。

- ⑧ 決算書類においても、組合単体の財務情報に加え、子会社等を含む組合グループに関する情報が補足されている(施行規則第154条第7号・第156条第1項第6号)。各子会社等に関する個別情報の開示における重要性の原則の適用については、組合等の連結決算において連結対象とされているか否かが一つの目途となることに留意する。

- ⑨ 附属明細書においては、組合等と役員との間の取引明細の開示が求められている(施行規則第156条第1項第7号)。

当該明細については、役員が組合等との直接・間接の取引において、所定の手続

を経た上で、組合等に不利益を及ぼすような条件で取引を行っていないことを明らかにするため、総会において情報開示されているという趣旨を組合自身が理解の上、適切な開示に努めているか留意する。

#### 4-5 部門別損益計算書の作成

法第41条第1項の規定に基づく、事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類については、各組合ごとに次の事項に留意して作成するよう指導するものとする。

##### 4-5-1 組合（漁連等を除く。）の部門別損益計算書

###### (1) 事業の区分

- ① 事業の区分については、施行規則第158条第2項第1号の規定に基づき、信用事業、購買事業、販売事業、共済事業及びその他の事業の5区分とし、その他の事業に属する事業を行っている場合には、その事業の種類毎に区分を行うものとし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。

事業区分表

区分 施行規則 第158条第2項	条 項	事 業 内 容
信用事業 (第1号イ)	法第11条第1項第3号	組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
	〃 〃 第4号	組合員の貯金又は定期積金の受入れ
	〃 〃 第16号	前各号の事業に附帯する事業
	〃 第3項～第5項	信用事業に関連する事業
	法第93条第1項第1号	組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
	〃 〃 第2号	組合員の貯金又は定期積金の受入れ
購買事業 (第1号ロ)	〃 〃 第10号	前各号の事業に附帯する事業
	〃 第2項～第4項	信用事業に関連する事業
	法第11条第1項第5号	組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
販売事業 (第1号ハ)	〃 〃 第16号	前号の事業に附帯する事業
	法第93条第1項第3号	組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
	〃 〃 第10号	前号の事業に附帯する事業
共済事業 (第1号ニ)	法第11条第1項第7号	組合員の漁獲物その他の生産物の販売に関する事業
	〃 〃 第16号	前号の事業に附帯する事業
	法第93条第1項第5号	組合員の生産物の販売に関する事業
共済事業 (第1号ニ)	〃 〃 第10号	前号の事業に附帯する事業
	法第11条第1項第11号	共済に関する事業
	〃 〃 第16号	前各号の事業に附帯する事業
	〃 第7項	保険会社の業務の代理又は事務の代行の事業
共済事業 (第1号ニ)	法第93条第1項第6号の2	共済に関する事業
	〃 〃 第10号	前各号の事業に附帯する事業

	第6項	保険会社の業務の代理又は事務の代行の事業
上記以外の事業 (第1号ホ)		上記に掲げる事業以外の事業

- ② 上記の区分（その他の事業を細分化したときは、当該細分化した区分を含む。以下同じ。）のどの事業にも属さない収益及び費用（以下この項において「共通管理費等」という。）については、その全額を各区分の事業に配賦するものとする。

#### (2) 部門別損益の計算方法等

- ① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ（1）の①で示した事業区分及び指導事業（法第11条第1項第1号、第2号、第10号及び第13号から第15号等の事業をいう。これらの事業のうち、指導事業以外の区分としている場合は、当該事業を除く。）の6区分以上に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。
- ② 事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費（共通管理費）については、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない（「管理部」等の区分を別に設けることも認めない。）。

なお、事業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。

- ③ 事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。
- ④ 指導事業については、税引前当期利益計算後の額全額を、組合で採用する合理的な配賦基準により（1）の①で示した各区分の事業にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。

なお、指導事業の収入及び支出の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。

- ⑤ 部門別損益計算書の末尾に、共通管理費等及び指導事業の各部門への配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。なお、共通管理費等として各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費の配賦基準と異なるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

### 4-5-2 漁連等の部門別損益計算書

#### (1) 事業の区分

- ① 事業の区分については、施行規則第158条第2項第2号の規定に基づき、購買事業、販売事業及びその他の事業の3区分とし、その他の事業に属する事業を行って

いる場合には、その事業の種類毎に区分を行うものとする。

なお、区分する事業は、各々の漁連等における事業の性格、取組状況等を加味し、また、会員が漁連等の行っている各事業運営の実態についてよりの確に把握できることを念頭に区分するものとする。

- ② 上記の区分のどの事業にも属さない収益及び費用（以下この項において「共通管理費等」という。）については、その全額を上記により区分した事業に配賦するものとする。

## （2）部門別損益の計算方法等

- ① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ（1）の①で示した事業区分及び指導事業（法第87条第1項第1号、第2号、第10号、第11号、第13号及び第14号等の事業をいう。これらの事業のうち、指導事業以外の区分としている場合は、当該事業を除く。）の3区分以上に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。

- ② 事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費（共通管理費）については、漁連等で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。

なお、事業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。

- ③ 事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、漁連等で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。

- ④ 指導事業がある場合には、税引前当期利益計算後の額全額を、漁連等で採用する合理的な配賦基準により（1）の①で示した各区分の事業に配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。

なお、指導事業の収入及び支出の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。

- ⑤ 部門別損益計算書の末尾に、共通管理費等及び指導事業（事業区分に指導事業がある場合に限る。）の各部門への配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。なお、共通管理費等として各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつ、その配賦基準が共通管理費の配賦基準と異なるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

## 4-5-3 部門別損益情報の開示の促進

部門別損益計算書の総会への提出に当たっては、組合員が組合運営の実態についての確に判断を下し、運営改善に積極的に参画できるよう、損益計算書と同様の内訳を明らかにしたり、支所・支店別、場所別、主要施設別等の収支明細を付するなどにより、一層の情報開示がなされることが望ましい。

また、この場合には、部門別の資産についての情報は、部門別に事業の利益を生み出すために使用された資源を明らかにするために有用であることから、部門別損益情報と併せて情報開示が促進されることが望ましい。

#### 4-6 業務報告書等の作成

法第58条の2の規定に基づく組合及び共水連（以下この項において「組合等」という。）の業務報告書等の提出については、施行規則に定めるところによるほか、次により指導するものとする。

##### 4-6-1 全般的な留意事項

###### (1) 業務報告書等の様式

法第58条の2第1項及び第2項の規定により、施行規則第205条の規定に基づき作成して提出する組合等の業務報告書等は、施行規則別紙様式の定めのある組合等については当該様式に即し作成するものとする。

なお、漁業生産組合については、法第58条の2の適用は受けないが、決算書類として作成する貸借対照表は施行規則別紙様式第2号（1）、損益計算書は施行規則別紙様式第2号（2）、剰余金処分案又は損失処理案、事業報告、注記表及び附属明細書は施行規則別紙様式第6号（1）に準じて作成するよう指導するものとする。

###### (2) 業務報告書等の金額の表示の単位

業務報告書等の金額単位は一元又は千円とし、端数は切り捨て又は四捨五入するものとする。

##### 4-6-2 キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっての留意事項

###### (1) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、組合等ごとに以下の範囲とする。

###### ① 信用事業を行う組合

貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預金、普通預金及び通知預金

###### ② その他の組合等

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資）

###### (2) キャッシュ・フロー計算書の表示区分

キャッシュ・フロー計算書には、一会計期間におけるキャッシュ・フローを組合等ごとに以下の3つに区分して表示することとする。

###### ① 信用事業を行う組合

###### ア) 事業活動によるキャッシュ・フロー

事業損益計算の対象となった取引（信用事業に係る貸付け、貯金等の受入等を含む。）の他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。

###### イ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得及び売却、有価証券の取得、売却及び償還、金銭の信託の増加及び減少並びに外部出資の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。

ウ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

出資の増額による収入並びに借入れによる収入及び借入金の返済による支出（劣後特約付借入れ及び信用事業以外の設備借入れに限る。）等の資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

② その他の組合等

ア) 事業活動によるキャッシュ・フロー

事業損益計算の対象となった取引の他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。

イ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得及び売却、有価証券（現金同等物を除く。）の取得、売却及び償還、外部出資の取得及び売却並びに資金の貸付け及び貸付金の回収等によるキャッシュ・フローを記載する。

ウ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

出資の増額による収入並びに借入れによる収入及び借入金の返済による支出等の資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

(3) 利息及び配当金の表示区分

利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、組合等ごとに以下の区分に表示することとする。

① 信用事業を行う組合

受取利息、受取出資配当金及び支払利息は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する（信用事業資産に係る受取利息及び受取出資配当金は「資金運用による収入」、信用事業負債に係る支払利息は「資金調達による支出」として記載する。）。

支払配当金については、支払事業分量配当金は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払出資配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

② その他の組合等

受取利息、受取出資配当金及び支払利息は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

支払配当金については、支払事業分量配当金は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払出資配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

その他、キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（平成10年3月13日付け）を適切にしん酌するものとする。

4-6-3 連結業務報告書の作成に当たっての留意事項

## (1) 重要性の原則の適用

連結業務報告書の連結の範囲に含める子法人等の範囲並びに非連結子法人等及び関連法人等に対する持分法の適用範囲については、重要性の原則を適用するものとする。

重要性の原則の適用については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第5条第2項及び第10条第2項の規定並びに日本公認会計士協会監査委員会報告第52号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」（平成5年7月21日付け。以下「監査上の取扱い」という。）に従うこととし、組合等及びその子会社等の財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断し、個々の子会社等の特性を十分考慮して連結の範囲等を決定するものとする。

ただし、信用事業を行う漁協及び加工協は総合事業体であることから、監査上の取扱いに掲げる各基準のほかに、次に掲げる基準を加えることとする。

<非連結子法人等の負債・出資基準>

$$\frac{\left( \begin{array}{l} \text{非連結子法人等の負債額のうち持分に見合う額及び漁協又} \\ \text{は加工協の非連結子法人等への出資額の合計額} \end{array} \right)}{\text{漁協又は加工協の自己資本の額（※）}}$$

(※) 貸借対照表上の自己資本の額

また、信用事業を行う組合の連結業務報告書の連結の範囲に含める子法人等の範囲は、法第11条の6の規定に基づく漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号）第11条の規定に基づき自己資本比率を算出するために作成する連結財務諸表の範囲（金融子会社については重要性の原則を不適用、その他の子法人等については同原則を適用）と同じとする。

## (2) 連結貸借対照表等の表示方法

連結貸借対照表等の科目の分類については、原則として親組合等の個別貸借対照表等における科目の分類を基礎としなければならないものとし、子会社等の勘定体系は親組合等の勘定体系に整合させて表示するものとする。

ただし、組合等及びその子会社等の財政状態及び経営成績について誤解を生ぜしめない限り、科目を集約して表示することができる。

## 5 子会社等

子会社等は、協同組合活動の一環として、組合が事業活動の補完及び合理化等を目的に設立されるべきであり、設立目的が不明確なものであったり、多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼすことがあってはならない。

このため、子会社等の設立及び管理の適正化を図ることにより、組合本体の経営の健全性を確保していくことが必要となることから、以下により子会社等の管理運営に関する指導監督を行うものとする。

### 5-1 定義

子会社等とは、組合が法第58条の2第2項に基づき、連結業務報告書を作成する場合の連結対象子会社等をいう。

### 5-2 資料の提出

#### 5-2-1 資料の提出の要請

##### (1) 定期的な資料の提出の要請

① 子会社等の管理の適正化等を通じた組合本体の経営の適正化を図るため、特に必要となる子会社等に関する資料として、次に掲げるものについては、組合に対して、毎年7月末日までに各所管行政庁への提出を求めるものとする。なお、組合が資料の任意提出に応じない場合は、法第122条第1項の規定による提出命令を発出するなどして、適切な監督が行われるよう努めることとする。

ア) 当該組合の子会社等に係る財務等の状況（様式については、別紙様式9-1を参照）

イ) 当該組合の子会社等に係る管理状況（様式については、別紙様式9-2を参照）

② 子会社等（合併及び分割により設立された子会社等を含む。）の設立のためには、組合の定款の規定により総会の議決を必要とすることとされているが、この議決に当たっては、あらかじめ行政庁に対し、当該子会社等の定款、事業計画、出資者の構成及び役員構成に関する資料を提出させるものとする。

③ ①及び②の資料の提出の要請は、2以上の組合が共同して関連法人等を設立している場合にあっては、それらの組合のうち当該関連法人等に対し、その有する議決権が最も多い組合に対して行うものとし、議決権数が同数の場合にあっては、当該組合中に上部機関が含まれている場合には上部機関とする等行政庁が提出をすべき組合を指定するものとする。

##### (2) 必要に応じた資料の提出の要請

(1)の場合のほか、行政を適正に処理するために特に必要となる子会社等に関する資料については、(1)の①及び②に準じて、随時当該組合からの提出を求めることとする。

#### 5-2-2 提出資料の精査

提出された資料については、次の観点等に留意しつつ、子会社等の設立、管理及び経

営が適正になされているかどうかについて法に基づいて提出される連結業務報告書とともに精査し、特に必要と認める場合には、組合に対して指導監督を行うこととする。

- (1) 子会社等に対する出資又は子会社等の設立、合併及び分割が、組合の事業目的に照らし逸脱するものでないかどうか。
- (2) 子会社等の定款の変更及び資本金の額の増減がなされた場合は、子会社等の設立目的、事業内容からみて妥当かどうか。
- (3) 子会社等の経営内容が、組合本体の経営に悪い影響を与えてないかどうか。

### **5-3 指導に当たっての留意事項**

子会社等の設立・管理運営に関する指導監督に当たっては、組合本体の経営の健全性を確保するため、以下の点に十分留意して対応するものとする。

#### 5-3-1 設立

- (1) 組合が設立できる子会社等は、株式会社又は合同会社である。合名会社又は合資会社を設立し、無限責任社員となることについては、責任の範囲が組合の全財産に及び、組合経営に重大な支障を与えるおそれがあることから認めるべきでない。
- (2) 会社の株式の取得又は法人への出資に関しては、組合において適正な手続きを経ているか確認する必要がある。

#### 5-3-2 管理運営

- (1) 子会社等の適正な管理運営が確保されるためには、組合において、管理部署、経営内容の把握の方法、管理の方法等を内容とする「子会社管理規程」等が経営管理委員会又は理事会の議決を経て定められることが望ましい。
- (2) 子会社等の業務及び財産の状況を記載した書類を、毎事業年度、通常総会で報告するなど、組合による適正な管理運営がなされるよう指導するものとする。
- (3) 子会社等の目的が達成されたと認められる場合など、組合が子会社等を有しておく必要性の乏しい場合は、解散、出資の引揚げ等所要の措置をとるよう指導するものとする。
- (4) 組合の役職員と子会社等役職員の兼務については、以下のとおり、指導するものとする。
  - ① 組合の業務と子会社等の業務の分離を明確にし、組合の業務運営の適正化を確保する見地から、組合の常勤役職員は、子会社等の常勤役職員とは兼ねてはならないこと。
  - ② 組合の監事は、業務執行機関との分離及び組合の監査の適正化の趣旨にかんがみ、子会社等の取締役とは兼ねてはならないこととともに、組合の監事全員が子会社等の監査役を兼ねてはならないこと。

## 6 合併

漁協系統においては、事業基盤の強化を図ること等を目的として、合併構想を策定し、広域合併の推進に取り組んでいるところである。

合併認可申請に対する審査上の留意事項は次のとおりであるが、当該合併が都道府県内漁協合併構想の着実な実現に資するものとなっているか確認するほか、合併構想に基づく合併に参加していない漁協（以下「未合併漁協」という。）がある場合には、当該未合併漁協及び漁連等に対し取組方針を明確にするよう確認すること等により、未合併漁協の早期解消を促すものとする。

### 6-1 合併後の組合の事業経営に関する計画の樹立

組合は、合併により合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によって設立する組合をいう。以下同じ。）が適正かつ能率的な事業経営を行うことができるよう、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下この項において「事業計画書」という。）を立てるものとする。

組合の合併は、基本的に合併しようとする組合の組合員及び役職員の総意が不可欠であるので、組合が合併後の経営に係る事業計画書を樹立するに当たっては、総会において議決する前に集落座談会等を開催して組合員等にその趣旨及び内容を周知させ、組合員等の意思の反映に努めるとともに、あらかじめ、系統組織、市町村等の意見を十分に聴き、合併に対する理解と協力を得ながら進めていくものとする。

#### 6-1-1 事業計画書の記載事項

##### (1) 合併の基本方針に関する事項

- ① 合併しようとする組合の名称
- ② 合併の目的
- ③ 日程
- ④ 職員の引継、財産の評価及び整理
- ⑤ 出資一口金額に対する持分調整

##### (2) 合併後の組合の事業経営についての基本方針に関する事項

- ① 地域漁業の振興に関する方針
- ② 各事業の実施方針、重点及び改善事項
- ③ 機構及び業務分掌等経営管理の改善強化
- ④ 増資、欠損補てん、財務の健全化等
- ⑤ 地区内漁業団体及び関係機関との連携

##### (3) 合併契約の基本となるべき事項

- ① 合併の方法
- ② 被合併組合の組合員に与える出資金又は交付金
- ③ 財務確認日以降合併日までの間における財産の移動に対する処置
- ④ 設立委員の選出及び人数
- ⑤ 新定款又は定款変更の基本となるべき事項

##### (4) 施設の統合整備に関する事項

- ① 施設の種類
- ② 当該施設の統合整備の概要
- (5) 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力の強化方策
  - ① 組合員の意思を事業経営に表わす方法
  - ② 事業経営方針の組合員への徹底方法
  - ③ 下部組織及び協力組織の育成強化
- (6) 合併後組合の3か年事業計画(合併の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画)
  - ① 取扱品目、取扱数量、手数料率、利率等
  - ② 損益計画
- (7) 固定した債権の償却に関する方策(別紙記載例を参照)
  - ① 基本的合意事項
  - ② 債権の譲渡等により合併前の組合で処理する固定した債権に関する事項
  - ③ 合併組合に引き継ぐ固定した債権に関する事項
  - ④ 合併組合に引き継ぐ貸倒引当金等の総額
  - ⑤ 固定した債権の償却等に関する計画

#### 6-1-2 留意事項

- (1) 事業計画書の策定に当たっては、合併後の組合の自然的、経済的、社会的諸条件に照らして次の①及び②に掲げる事項等を十分検討するとともに、都道府県漁連等の意見を聴いて、慎重に策定することが必要である。
  - ① 組合の地区及び規模についての判断に係る検討事項
    - ア) 経済的事情  
漁業生産の状況、水産物の集出荷その他流通市場の実情、漁業関係施設の設置状況等
    - イ) 社会的事情  
地方行政との関連、国及び地方公共団体が行う漁業関係施策との関連、地域的社会的慣行等
    - ウ) 地理的条件  
地形及び地勢、交通事情等
  - ② 合併後の事業経営のあり方に係る検討事項
    - ア) 多様化する組合員のニーズを的確に把握するとともに、主産地形成・販売力の向上・生産コストの引き下げ等により地域漁業振興の司令塔として十分な機能発揮ができるものであること。
    - イ) 組合員に対するサービスの向上に資するものであること。
    - ウ) 消費流通構造の変化等、水産業をめぐる情勢の変化に対応し得る経営基盤を有しているものであること。
    - エ) 財務の基礎及び内容が強化され、かつ、健全化されるものであること。
    - オ) 管理費の節減、職員の合理的な配置、事務の改善その他組合経営の合理化及び効率化が図られるものであること。
- (2) 合併しようとする組合は、事業計画書の議決を合併の議決を行う総会において行う

ことは差し支えないが、この場合には、それぞれ個別議案として総会に提出し議決を得る必要がある。

## 6-2 申請及び認可

組合の合併の認可に係る手続きは、以下によるものとする。

### 6-2-1 申請書類

(1) 組合の合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、信用事業を行う組合については、信用事業命令第50条の規定に基づき、次の書類の提出が義務付けられているが、それ以外の組合についても、法第69条第3項において準用する法第63条第2項の規定により申請者に対して合併に関する報告書を要求できるとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。

- ① 合併認可申請書（別紙様式10及び11を参照）
- ② 合併の理由書
- ③ 合併を議決した総会の議事録（謄本）
- ④ 合併契約書及び覚書（謄本）
- ⑤ 法第69条第4項において準用する法第53条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）
- ⑥ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項及び第54条第2項に規定する手続（法第53条第3項の規定により、法第121条第2項の規定による公告を、官報のほか、法第121条第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするとき、これらの公告）を経たことを証する書面
- ⑦ 合併後存続する組合又は合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- ⑧ 新設合併の場合にあっては、法第70条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）
- ⑨ 合併経過を記載した書面
- ⑩ 施行規則第210条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- ⑪ その他必要な書類（総会招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

(2) なお、法第69条の2第1項の規定により合併後存続する組合が総会の議決を経ないで行う合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

- ① 合併認可申請書（別紙様式12を参照）
- ② 合併の理由書

- ③ 合併によって消滅する出資組合が合併を議決した総会の議事録（謄本）
- ④ 合併後存続する出資組合が合併の方針を議決した総会又は理事会（法第34条の2の組合にあっては経営管理委員会）の議事録（謄本）
- ⑤ 合併契約書及び覚書（謄本）
- ⑥ 法第69条第4項において準用する法第53条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
- ⑦ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項及び第54条第1項又は第2項に規定する手続（法第53条第3項の規定により、法第121条第2項の規定による公告を、官報のほか、法第121条第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするとき、これらの公告）を経たことを証する書面
- ⑧ 合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- ⑨ 合併経過を記載した書面
- ⑩ 合併により消滅する出資組合の総組合員（准組合員を除く。以下⑩及び⑪において同じ。）の数が合併後存続する出資組合の総組合員の数の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えていないことを証する書面
- ⑪ 合併後存続する出資組合の総組合員の6分の1以上の組合員（准組合員を除く。）が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- ⑫ 施行規則第210条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- ⑬ その他必要な書類（総会招集通知の写し、理事会の議事録の写し等）

## 6-2-2 審査要領

組合の合併に関し、法第69条第2項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

### (1) 基本的事項

- ① 組合員の意思反映が適正に行われたか。
- ② 組合員の日常的な活動に適切に対応した営漁活動や支所機能の充実が図られ、組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。
- ③ 関係機関や団体等との連携が図られているか。
- ④ 合併後、組合が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。

- ⑤ 合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

## (2) 形式的事項

- ① 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。
- ② 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ③ 定款は法第32条に規定する事項がすべて網羅されているか。
- ④ 決定手続きは法第50条、第69条等に照らし適法になされているか。
- ⑤ 合併契約は、施行令第22条の2第1項に規定する内容となっているか。
- ⑥ 新設合併の場合は、法第70条等に規定する手続きが適正になされているか。
- ⑦ 合併によって消滅した組合に係る権利義務の承継が適正になされているか（消滅した組合における適正な手続きがなされているかどうかも含む。）。
- ⑧ 合併によって消滅する組合、合併後存続する組合にあつては、法第69条の3に基づく手続きが行われているか。

## (3) 定款の内容に関する事項

- ① 目的、事業等の基本事項（総則）は、法第1条、第4条、第11条等の規定に照らし適正か。
- ② 事業の執行の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ③ 組合員に関する規定は、法第18条の範囲となっているか。
- ④ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。
- ⑤ 会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ⑥ 役職員の規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。
- ⑦ 総会に関する規定は、法第47条の2、第47条の4、第47条の5、第47条の6、第48条等の規定に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

## 6-2-3 留意事項

### (1) 業務執行体制の強化

合併後の組合については、資産規模や事業量の増大、事業の効率化・高度化、組織の減量化等に的確に対応できるよう、経営感覚、経営能力に優れた役員の登用等による執行体制の強化、内部けん制体制の確立に向け、指導するものとする。

なお、広域的な合併による理事数の増加等により、迅速な経営判断が難しくなったり、業務の高度化に伴って実務家による的確な業務運営が必要となっている場合に対処するため、合併後の組合の実情に応じて、経営管理委員会制度が活用されるよう指導するものとする。

### (2) 組合員等との密接な関係の維持

広域的な合併が進展する中で、合併後の組合においては、その規模の拡大等に伴い組合と組合員、生産部会、青年・女性部等の組合員組織等との関係の希薄化がこれまで以上に懸念される。このため、組合の運営に当たっては、例えば、合併前の旧組合の地区において運営委員会を設置する等、組合員の意向を十分に反映するための仕組みが構築されるよう、指導するものとする。

また、合併後の組合の漁業権の管理が円滑に行われるよう、法に基づく部会制度の積極的な活用が図られるよう指導するものとする。

### (3) 事業改革の推進

資源の悪化、魚価の低迷、漁業の担い手の減少・高齢化、漁業を取り巻く環境が厳しい中、地域の漁業振興による組合員の経営の維持安定、担い手の確保育成等を図るため、資源管理事業、営漁指導事業等の指導事業について、指導担当専任職員の配置により事業実施体制を整備するよう指導するものとする。

また、組合の基幹的事业である販売事業、購買事業等の経済事業については、合併による効率化・高度化を進めるため、産地市場の統合、的確な物流の管理、各種施設の統廃合等を通じて、産地市場における価格形成能力の強化、事業コストの縮減等を図るよう指導するものとする。

### (4) 組合の合併及び経営改善の推進

組合の合併は経営基盤の安定強化が目的であること、また組合の経営の悪化が合併の阻害要因ともなっていることから、組合合併及び経営改善（欠損金の解消）の取組が一体的かつ計画的に推進されるよう、合併推進協議会や漁協経営改善を指導する組織（例えばJ F経営指導県委員会等）との連携に留意し指導するものとする。

### (5) その他

- ① 合併、事業統合等により組合の運営の効率化、合理化を急ぐあまり、職員の合理化が行われるのではないかとこの職員の不安につながるものがないよう、安易な職員の合理化でなく、むしろ組合の事業・経営に識見の深いこれら職員の活用に十分配慮するよう指導するものとする。
- ② 都道府県域の漁連を包括承継した漁協について、単なる組織の統合にとどまるものがないよう、業務執行体制の見直しを行うとともに、漁連、漁協が担ってきた役割を整理した上で、事業の根本的な見直しが行われるよう指導するものとする。

## 7 漁業生産組合

漁業生産組合は、漁業の生産面における協業化を図るため、漁業者が共同して漁業経営を行うものであり、生産行程における協同組織体として比較的小規模で人的結合の強い組織であるという性格から、その組織は行政庁の監督を必要最小限にとどめ、組合員の自主的な運営に委ねている。

このため、漁業生産組合に対する監督は、組合と異なり、業務報告書の行政庁への提出義務がない等のほか、常例検査（法第123条第4項）の適用はない。

しかしながら、漁業生産組合の中には、事業活動が不十分なものや活動内容が不適正なものもあることから、漁業生産組合の事業活動の活発化を図るとともに、不適正な活動を行っているものについては是正を図っていく必要がある。

このため、漁業生産組合の指導・監督に当たっては、4に定めるもののほか、1に定める手続きに準じて行うとともに、以下により対応するものとする。

### 7-1 指導監督に当たっての留意事項

- (1) 漁業生産組合は、漁協と異なり財務状況書類などの行政庁への提出義務がないことから、漁業生産組合の一般的な状況に関する資料であって、漁業生産組合の事業活動を活発化する等のために特に必要なものについては、適宜、法第122条に基づく報告徴求を行うなど、漁業生産組合の実態調査に努めるものとする。
- (2) 漁業生産組合の設立の照会等があった場合には、漁業生産組合模範定款例等を参考に、設立の目的が達成されるよう適切なアドバイスを行い、漁民の自由な創意が尊重されるとともに、実情に即した定款が作成されるよう対応する。
- (3) 法第78条に規定する「これに附帯する事業」については、当該漁業生産組合が行う漁業に附帯する事業であり、その漁獲物を漁業と一貫して行う加工（例えば、煮干し加工など）などが考えられる。この附帯事業が漁業の規模に比較してより大きくなった場合や当該漁業生産組合以外の漁獲物等の加工など、当該附帯事業を独立の事業として営むことが適当と判断される場合には、漁業部門と切り離し、附帯事業部門を別法人化するよう指導するものとする。
- (4) 漁業生産組合は、漁業を協業化して行う組織であることから、その性格上、員外利用の概念がないので、附帯事業といえども員外利用は行い得ないので、留意する。

## 別添1 連絡文書集

以下の通知は、組合の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。

それぞれの通知の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各通知に記されているとおりである。

(事務次官依命通知)

1. 漁業協同組合等の現物出資による子会社の設立について（平成20年6月30日付け20水漁第533号農林水産事務次官依命通知）

(水産庁長官通知)

1. 漁業協同組合の合併及び経営改善の推進について（平成20年4月1日付け19水漁第3996号水産庁長官通知）
2. 漁業協同組合等からの暴力団排除への対応について（平成20年4月1日付け19水漁第3942号水産庁長官通知）
3. 漁業協同組合連合会等の監査規程例について（昭和58年12月9日付け58水漁第4624号水産庁長官通知）

(水産経営課長通知)

1. 市町村合併に伴う行政区画の変更と組合等の地区の登記について（昭和30年6月20日付け）
2. 漁業協同組合定款附属書組合員資格審査規程例の制定の趣旨及び留意事項について（平成20年4月1日付け19水漁第3943号）

## 別添2 別紙様式・記載例

本事務ガイドラインにおける別紙様式について、別添のとおり書式例及び記載例を定めたので、申請者、届出者等から書式や記載内容についての照会があった場合等に活用されたい。

なお、以下の書式や記載内容は、一律に強制するものではなく、異なる形式の書面や内容の記載であっても、法令等で定める必要事項や適切な内容が記載されていれば差し支えない。

### 別添3 標準処理期間

法に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業を除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>法第11条の2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の認可（変更の認可を含む。）</li> <li>法第87条の2第1項（法第100条第1項において準用する場合も含む。）の規定による漁連等の監査規程の認可（変更又は廃止の認可を含む。）</li> </ul>	30日
<ul style="list-style-type: none"> <li>法第48条第2項（法第92条第3項、法第96条第3項及び法第100条第3項において準用する場合も含む。）の規定による定款変更の認可</li> <li>法第63条（法第92条第4項、法第96条第4項及び法第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可</li> <li>法第68条第2項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合の解散の議決の認可</li> <li>法第69条第2項（法第92条第5項、法第96条第5項、法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合の合併の認可</li> <li>法第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による漁連等の解散の議決の認可</li> <li>法第91条の2第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による漁連等の権利義務の包括承継の認可</li> </ul>	60日

施行規則に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>第205条第7項の規定による業務報告書の提出の延期の承認</li> <li>第209条第2項の規定による縦覧書類の縦覧の開始の延期の承認</li> <li>第225条第4項の規定による行政庁に対する事業計画書等の提出の延期の承認</li> <li>第230条第3項の規定による漁業協同組合監査士に関する資格試験の試験科目等の承認</li> </ul>	30日